

令和6年第2回定例会会議録（第4号）

令和6年6月19日

○出席議員（24名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	小野和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
22番	松川峰生	23番	野口哲男
24番	山本一成		
25番	泉武弘		

○欠席議員（1名）

21番 黒木愛一郎

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
観光・産業部長	日置伸夫	市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕
こども部長	宇都宮尚代	いきいき健幸部長	和田健二
建設部長	山内佳久	市長公室長	山内弘美
防災局長	大野高之	教育部長	矢野義知
消防長	浜崎仁孝	上下水道局長	松屋益治郎
企画戦略部次長	佐藤浩司	総務部次長 兼総務課長	行部さと子
財政課長	河野文彦	観光課長	牧宏爾

文化国際課長	高木智香	産業政策課長	市原祐一
農林水産課長	塩出政弘	生活環境課長	堀英樹
生活環境課参事	和田万里子	高齢者福祉課長	阿南剛
障害福祉課長	大久保智	こども家庭課長	内田千乃
健康推進課長	末房日出子	都市計画課長	山田栄治
都市整備課長	川野康治	建設部参事 兼公園緑地課長	橋本和久
秘書広報課長	奥茂夫	教育政策課参事	時松哲也
学校教育課長	宮川久寿	学校教育課参事	吉武功二
消防本部長 消防課長	後藤英明	公営事業局長 事業課長	山本直樹

○議会事務局出席者

局長	河野伸久	次長兼議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	松本万紀子	補佐兼議事係長	甲斐俊平
主査	松尾麻里	主査	村田和寛
主任	定宗隆一郎	事務員	尾割春晃

○議事日程表（第4号）

令和6年6月19日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（加藤信康） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第4号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○11番（安部一郎） 論議に入る前に、私の競輪の質問が、機密情報に触れるということなので一部割愛して質問したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと議長、資料表示を認めていただきたいと思います。

○議長（加藤信康） 許可します。

○11番（安部一郎） それでは、早速論議してまいりたいと思います。

まず、公共施設・公有地について、維持管理について、指定管理—総合振興センターとスポーツ施設について質問いたします。

資料の1から8ページを御覧ください。

指定管理施設について、良好な維持管理ができていない事案があります。本日はどうしたら改善できるのか、一緒に考えていきたいと思ひます。指定管理によって管理している公共施設の中に、ずさんな管理運営のところがあつて指摘してきました。中でも一番ひどかつたのは、市営温泉の施設でありました。アンケートでは、汚い、危険な市営温泉と言われ、その結果、2回もレジオネラ菌が出てしまいました。その原因は指定管理業者の問題であり、担当課の管理不足でありました。その後、業者に対して厳しい指導と市長発案の市民モニターを創設し、利用者目線て業務改善を実施し、市民の協力を得て、問題解決を図ることができました。現在では良好な維持ができています。

しかしながら、他の公共施設では、前議会で指摘したとおり、トイレ等のお掃除が全くできていないものがあります。

そこで質問します。公共施設のアンケートの収集と、その利活用は十分にできていますか。別府市が直接実施するモニタリングチェック体制はどのようになつてますか、教えてください。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

アンケート調査は、モニタリングの一環として実施するもので、調査結果を踏まえた意見・要望などへの対応が速やかに検討されることとなつており、利用者サービス向上の対策を実施する際には、施設担当課に事前に報告し、その対策が講じられるなど、調査結果の利活用は行われているものと考えております。

また、モニタリングにつきましては、ガイドラインに基づいて、毎月指定管理者から提出される業務報告書や年2回以上の実地調査を実施するとともに、利用者満足度の調査などを通じ、運用並びにチェック体制の確立の徹底を図つてるところでございます。

○11番（安部一郎） 今、説明がありました。ガイドラインに基づいてという表現がありましたけれども、各課にそのガイドラインの要綱に沿っていない原因が多々見受けられます。速やかに検討・対応とありますけれども、もしそれができていれば、私のところにこんな苦情は寄せられないと思ひます。

それでは、資料の内部評価をもう一度御覧ください。

ほとんどがC判定で、年々評価点が下がつていふように見えます。そのC判定もD判定に近いものがあります。昨年度のスポーツ協会の総会において、各団体から様々な要望が会長である市長に対してたくさんありました。その中でアンケートを充実させ、公共施設の問題点を探りました。アンケートを分析し、結果、問題解決を図ることができました。直接市長に言わないと、問題解決が図れない体制に問題があると思ひます。温泉施設で問題が起きたとき、チェックシートを見せていただきましたが、清掃ができていないの

にもかかわらず、評価の欄は二重丸をつけて、清掃できているとしています。これは明らかに怠慢で、不適正な管理だと思います。

しかしながら、現実問題として、公園で考えると、別府市は公園が176か所あります。現状の職員でこの数、176か所の公園をチェックする体制を整えるのは職員では無理ではないかと思っています。

質問に入ります。

担当課だけでモニタリングすることはほぼ不可能です。業者頼みになります。市民目線、利用者目線でチェックするために、市長が発案された市民モニターの制度を復活させてはいかがでしょうか。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

利用者にとって安全で快適な公共施設の運営のためには、協定書や仕様書に基づき、適正かつ確実に履行されるよう、施設担当課において指定管理者を管理監督し、必要な指導または指示を行うことが必要であります。そのため、管理者に対し、実地調査等のモニタリングや評価等に基づいて改善を行っています。今後も適正な管理を行うため、アンケート調査の対策も含め、ガイドラインに沿った適正なモニタリングに努めるよう引き続き周知徹底してまいります。

また、市民モニターの活用などにつきましては、現状においては取り組む予定はございませんが、他の市町村の状況も踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

○11番（安部一郎） ぜひ市民モニターを復活しまして、市民協働のまちづくりを実現させていただきたいと思います。

もう一度内部評価を見てください。C評価の多い中でB評価を得ているのが、総合振興センターさんです。実にすばらしい施設管理をされています。私の記憶では、現副市長の岩田さんが責任者となって、随分変わられたようです。別府市総合振興センターは、昭和39年に別府市開発公社として発足し、その後、一般社団法人として様々な公共施設の管理業務を中心に別府の観光、そして市民の健康増進に寄与してきた法人であります。

総合振興センターさんの理念は実にすばらしいものです。社会貢献の一部を紹介しますと、別府市にこれまでに1億6,000万円以上の寄附をいただいています。収益を使い、お風呂のタイルの張り替え、修復修繕、建物や土地の寄附、それから志高湖のボートとか、自主的に買って市に寄附しています。

中でも高い評価を得ているのが、多くの管理施設におきまして、市の主催行事に協力をしてもらって助けているということです。私自身も湯けむりマラソン大会において、整備から当日の運営まで助けられた経験をしています。公共施設の運営維持にはなくてはならない存在になっていました。

現在の別府市における指定管理業者は、一般社団法人、NPO法人、民間企業に分類できます。民間会社とは、独立行政法人や行政機関などの公的な機関に属さず、基本的に営利を目的とした経済活動を行う企業のことです。その利益を目的とした運営によって、今、現場で様々なトラブルが起きています。公共施設の管理利用もしてきた別府市総合振興センターさんが、令和8年度に解散します。現在の総合振興センターさんの蓄積されたノウハウと人材をなくすということは、非常に損失です。指定管理業者公募において、3年以上の実績を求めていたものが、前回の公募からなくなりました。次回の入札では、指定管理の実績のない業者が採択される可能性があります。総合振興センターさんの人材、総合振興センターさんの持つノウハウをどうするか。私は再雇用するしかないと思っています。

今後は公募において、専門的知識を持った職員の義務づけ、公募の中で様々な条件整備において検討できるかと思っています。そのことを要望して、次の質問に参ります。

内部評価をもう一度御覧ください。

資料5 ページAの評価の鉄輪むし湯、事業体はNPO法人鉄輪湯けむり倶楽部です。6 ページの評価点 80 点のB評価の弓道、事業体は別府市弓道会。評価P 8 の 82 点のB評価のパークゴルフ場、事業主体は緑化協会です。この高得点の全てが、専門的知識や利用者目線で取り込める経験値の高い団体です。

質問に入ります。

別府市には専門的知識を持った団体や組織がありますが、そのどれも経営するという事務局機能は持っていません。事務局を別府市が行うことができないものなんでしょうか。例えると福岡NPO共同事務所びおと一ぷのような、行政が後押しするような共同事務所みたいなものはつくれないでしょうか。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

指定管理者の応募資格の要件は、指定管理者制度運用ガイドラインにおいて、各施設の性格、規模、機能等を勘案の上、設定することとしており、それぞれの施設において決定することとなっております。

○11 番（安部一郎） 共同事務所の答弁はどうなってますか。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） 共同事務所につきましても、各施設において決定するという方向で考えております。

○11 番（安部一郎） もう時間がないので、要は共同事務所をつくって、様々な専門分野の組織と組んだ事業体が組めないかという提案でございました。

次に参りますね。

全国の自治体でも指定管理の見直しが起きています。別府市においても、重なる問題を見ていると、指定管理の見直し時期に来ていると思います。職員の働き方改革にもつながると思います。公共施設の管理体制の見直し、指定管理の運営方法の見直し、特にガイドラインの見直しを絶えず行っていただきたいと思いますが、その点どのようにお考えですか。

○企画戦略部次長（佐藤浩司） お答えいたします。

令和5年度の内部評価において評価した32グループ中、10施設の約30%が改善しており、評価点では、25施設の約80%が前年度の評価点を上回るなど、各施設担当課における管理運営は着実に改善傾向にあるものと考えておりますが、今後もガイドラインの見直し等も含め、他の市町村の状況も研究しながら、適正な指定管理者制度の運用に努めてまいります。

○11 番（安部一郎） 先ほど申しましたが、様々なアンケート結果の市民の意見表を見ると、今言った数字が僕にはぴんときません。実態をもうちょっと把握されてモニタリングを強化して、現状把握に努めてもらいたいと思います。

次に参ります。

業務委託、公園の維持管理について御質問します。

トイレの写真、清掃用具の写真を9ページについています。これは海門寺公園の写真であります。まず見てください。トイレと植栽の維持管理において非常に問題があります。的ヶ浜公園アンケートでも指摘されています。トイレの掃除においては、北石垣公園、海門寺公園において、再三のクレームに対応ができずにいます。海門寺公園は最悪な維持管理であると思っています。御神木として地域のシンボルのクスノキに掃除用具をかけ、ごみ箱を設置し、隣接トイレは異臭がすごくて、トイレもできない状態です。今月の頭に掃除をしてくれとお願いしてはいますが、現時点でもトイレの掃除はよくなっていません。

周辺には、アーサーしかなかったホテルにアマネクさん、野乃さん、アパホテル、スーパーホテルなどの宿泊施設が立ち並ぶようになりました。朝起きて、ここに泊まったお客

様は必ず訪れる散歩コースがこの海門寺公園です。観光の中心地のトイレとしてはこれほど恥ずかしいものはありませんので、早急に対応していただきたいと思います。

業務委託において、指定管理のガイドラインで義務づけられている業務管理シートは存在しない、モニタリングのルールもない、施設によってアンケートがある施設とアンケートない施設があります。全てが委託会社任せです。管理体制は施設によってまちまちです。一定のルールが必要と思われます。指定管理と同様に、市民協働のまちづくりの観点から、市民モニター制度を活用していただきたいと思います。

同時に、公共施設アンケートの実施、アンケートの公開をお願いしたいと思います。指定管理のほうで調査研究してまいりたいということですが、担当課だけに任せては、解決ができないということは既に証明されています。しっかり研究されて、どうしたらできるのかを考えていただきたいと思います。

それでは次に参ります。

パーク P F I 事業、鉄輪地獄地帯公園について質問します。

収益によって公園全体を管理運営するはずなのに、入りづらいトイレ、草ぼうぼうで歩けない遊歩道、草ぼうぼうの広場になっていました。公園は利用する市民のものであるという原理原則を忘れないでいただきたい。公園活性化のため、利便性施設を認めた、施設の収益で公園全体を管理することをいま一度確認してください。

先日行われたイベントには、私は家族で参加して、事業者の飲食店で蒸し料理を食べ、自然を満喫させていただきました。その中で思ったことは、公園全体をしっかりと整備して、市民にもっともっと開放するべきだと思います。そのために、使われてない大型車両用駐車場の無料化は必須と思われると同時に、樹林地の整備 2 期計画を着実に早くするべきだと思いますが、どのようになっていますでしょうか。

○建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

まず、鉄輪地獄地帯公園の駐車場の無料化ということでございますが、このパーク P F I 事業、鉄輪地区におきましては公募の段階で駐車場を有料にして、その収益を事業に充てることができるというふうになっておりますので、それを無料にするということは難しいということです。

樹林地の整備につきましては、今のところ整備の計画というのはありません。

○11 番（安部一郎） 駐車場に関しては、的ヶ浜の公園の市民のアンケートでもありましたけども、39 件が無料駐車場を造ってくれという結果が出ています。公園整備に当たって、やっぱり無料である駐車場というのは必要かと思っておりますので、今後いろんな公園を事業展開する中でそれを頭に入れてほしいと思いますし、そして先ほど言いました 2 期計画、まだ計画はないということなんですけども、樹林地なので雑木林に今なってますので、草を切るぐらい程度で済む話だと思いますので、ぜひ検討してもらいたいと思います。

その中で、次の質問に参りたいと思いますが、そういうことです。

次、では、パーク P F I 事業、上人ヶ浜公園について質問します。

資料 10 ページを見てください、下の段ですね。

パーク P F I で整備している春木川公園、上人ヶ浜公園の現状です。現状、これが 10 月入ったの写真なんで、現在草ぼうぼうです。観光地の入り口として非常に恥ずかしいと思います。もともとここは花壇が整備してあったのを、今、飲食店が入って、そうですね、もう一回ここの一部、この草木が生えるところを花壇に戻してはどうかと思います、管理ができないのであればですよ。そういうふうに思ってます。

この春木川公園、上人ヶ浜公園のこの歩道の部分は、誰の責任においてやるんでしょうか。

○建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

まず、上人ヶ浜公園につきましては、今月事業者が工事に着手をいたしましたので、今後パーク P F I の選定事業者による管理となります。

また、春木川公園につきましては、現在パーク P F I の選定事業者が維持管理しているという状況です。

- 11 番（安部一郎） 業者に徹底して維持管理させるようお願いしたいと思います。

次に参ります。

遺跡の整備、希少植物の管理、松林の伐採について、資料 10 ページと 11 ページを御覧ください。

この上人ヶ浜公園には石碑、石塔、立派なものがあります。そして併せて遊具、ベンチもあります。今回整備するに当たって、この石碑、石塔、遊具、ベンチ、どのようにしていくか、まず知りたいです。

そして、希少植物が本当に大丈夫なのか、不安でなりません。資料の 10 ページか 11 ページにありますように、事業者の設計図と、それと希少植物の分布図を表現していますが、どうしても僕には重なって見えるんですね。そこに書いてますけども、希少植物は今生活環境課が立ち入らないでという注意喚起している看板があるので、本当に事業者の関係の宿泊者がそういう状況がつかれるのかどうかも含めて、御答弁願いたいと思います。

- 建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

上人ヶ浜公園にある石碑と、あとベンチ、遊具に関しましては、今回の整備計画の中では、特に移設とかはしない予定になっております。ただし、石碑等に関して植物が絡んでいるような状況もありますので、そのような植物は撤去して、周りの雑草等に関してもきれいに刈り込みたいと思っております。また、ベンチ、遊具に関してはそのままなのですが、もし遊具等が、ブランコが 1 つあるんですけども、安全の確認をしてそのまま使いたいというふうに思っております。

また、希少植物に関しましては、ちょっとこの資料を見ると誤解される方が多いと思うんですけど、この黒い点々があるのが希少植物ではございませんので、希少植物は海沿いの遊歩道に沿って帯状に分布していますので、下のコテージの分布図と照らし合わせてもその部分には構造物が来ないような計画となっておりますので、希少植物に関して侵すということはありません。

また、立入禁止措置としては、最終的にはフェンス等はしないんですけども、木のくいを打って、ロープ等を張って、立入禁止措置ということはしていきたいというふうに思っております。

- 11 番（安部一郎） 十分注意をされて施工していただきたいと思います。

さっきの石碑の件ですけども、とても立派なものがあります。今先ほど、課長自ら言いましたけれども、整理整頓してきれいに雑草を取ってくれるということなんですけども、こういうのを掘り起こして、先ほどベンチや遊具なんかそのままと言いましたけど、この際きれいにさせていただくことを要望しておきます。

次に参ります。

地域や市民の要望について、実施設計ができてから様々なことが分かると言っていました。いまだに答えが出ていません。今回、事業者の誠意ある対応によって提案どおりの規模になりました。本来市民や地域の声を事業者に届け、調整するのが行政の役割だと思っています。本来は最終実施設計を示して協議をするのが本当ではなかったのでしょうか。地域や市民の求めた説明を開かないやり方はよいものではありません。先ほど言った希少植物にとっても誤解があるようですので、丁寧な説明を行政運営に努めていただきたいと思います。

質問に入ります。

前向きな提案として、今後、地域と問題解決を図るための提案ですが、ベンチの問題とか、市民が使う駐車場確保の問題とか、まだ様々な問題が残っていますので、地域市民から成る協議会をつくられたらどうでしょうか。

○建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

上人ヶ浜公園のパークPFI事業につきましては、市民への説明会というのを3回開きまして、そこで意見を拾って最終的な計画に反映されているというふうに認識しております。最終的な計画については、今ホームページでアップしているのと、あとは地元の自治会のほうには個別に最終的な計画の説明というのには回っております。今後、営業に関する料金であったり時間に関しては、今度は事業者のほうで情報発信していくようになるのかなというふうに思っております。

最後に、質問のありました協議会をつくるということに関しては、今のところは考えておりません。

○11番（安部一郎） 春木川公園では、協議会を設置されて、地域と今うまくコラボができていると聞いてますので、ぜひ次何か問題が起きれば、こういうのを早急に立ち上げて、ガイドラインでもこの協議会の立上げを許可しているようでございますので、ぜひともしていただきたいと思います。

次の質問に参ります。

周辺の整備について、この項は要望して終わります。公園は誰のものか、市民のもので。この際、市民のための公園として、公園を磨きに磨きをかけ、すばらしいものにしていただきたいと思います。開発が破壊にならぬように、建設において細心の注意を払って施工していただきたいと思います。決して、工事による根固めにより植物を枯らすことは二度としないしてほしいと思います。

次の質問に参ります。

上人ヶ浜公園周辺と的ヶ浜公園基本計画と今後について質問いたします。

地域の声や市民アンケートを基に整備されたと、説明を受けました。先日行われたイベントは大変好評だったと聞いています。今後も、地域社会や市民に望むものをつくっていただきたいと思います。私も同日、グランピングに行って、すばらしい経験をさせていただきました。今後は、多目的広場についても整備を考えていきたいと思います。

質問に入ります。

事業者の駐車場は、周辺整備としてどこかに用意されていますか。上人ヶ浜公園、もしくは整備された周辺施設の駐車場についてお伺いしますが、例えば、隣接したホテルは50台以上の駐車場を年間500万円かけて別府市から借りて運営しています。さすがにこの事業者の従業員の駐車場を公共施設の駐車場、お客様の使う駐車場、レストランの駐車場、資材等の駐車場の中に一緒に置くということが僕は理解ができませんが、そのようにやっぱりお考えでしょうか。

○建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

上人ヶ浜公園の質問にまた戻ったということだと思いますが、駐車場につきましては今96台整備する予定に、最終的な計画になっております。その駐車場については、一般の利用者、それと砂湯、レストラン、観光客の方も使える駐車場で、従業員の方も当然止めることができるということで、今まで議会で説明はしてまいりました。

ただ事業者には、極力その駐車場以外で駐車場を確保していただきたいということで、今その問題を投げかけているという状況でございます。

○11番（安部一郎） そのとおりですね、従業員の駐車場全部ということにはいかないと思いますので、今その投げかけを充実させていただきたいと思います。

それで、的ヶ浜公園の整備につながる話なんですけど、地域住民の声が一切入っていません

ん、この計画には、今後どのようにしていくのか、教えていただきたいと思います。

○建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

的ヶ浜公園のリニューアルにつきましては、アンケート調査を取りまして、約1,600人の回答をいただいております。そのうちの約2割が日常的に公園を利用しているという方なので、一切地元の声を聞いていないということは考えていないんですけども、今年度実施計画を進めていく中では、また改めて地元の声は聞きながら整備計画を立てていきたいというふうに考えております。

○11番（安部一郎） 私、当該地区の住民です。うちの自治会、隣の自治会、北校区の自治会の中に説明があったということは一切聞いてません。もしあったというならば、また丁寧に説明していただきたいし、自治会長にのみならず、下の市民まで、地域住民の下の下まで声が届くような説明をしていただきたいと思います。

それと、あと気になるのが、隣接するホテル街の前の緑地帯は今、大分県の管轄ですよ。この大分県も、何かをしようとする人たちがいるということを僕は聞いてます。大分県で確認されてまだ表に出ませんが、そういう人たちのグループと、別府市が的ヶ浜公園でやろうというものが、整合性が取れるようにしていただきたいということですね。特に、このアンケートの内容を見ると、先ほど触れましたけど、無料の駐車場がやっぱり欲しいということが一番多いので、それはうまく考えていただきたいと思います。

それでも、本当に申し訳ないんですけど、ここでもトイレがやっぱり汚いというアンケート結果が出てますので、これも対応をお願いしたいと思います。

それでは、パークPFI事業、別府公園の駐車場について質問します。

駐車場料金の再設定、スターバックス南側出入口のついての使い方、大きなイベント時の対応と対策について事前に質問したが、検討もしないということなので、この質問はもう割愛します。そういうことでよろしいですか。

○建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

イベントのときに駐車場が渋滞しているというのは認識しております。当面は前面の道路の交通規制等に対応したいと思うんですけども、このままではいけないという認識はありますので、また何らか考えていきたいというふうに考えております。

○11番（安部一郎） 何らか考えていただきたいと思います。

それでは、旧朝日出張所・山の手中学校の跡地について質問いたします、

朝日出張所の跡地についてお伺いします。6月3日から事業者の再公募を行っていますが、募集要項の見直しにサウンディング調査を行っていないと聞いています。国土交通省が示しているガイドラインのやり方に従って、対面式のサウンディング調査をして公募する条件整備をきっちりやり直すべきと考えますが、市の見解をお聞かせください。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

再公募に当たっては、利活用方針策定時に地域住民の意向を伺っていることから、住民の意向を踏まえてもう一度公募を行うもので、募集要項等については、1回目の公募で分かりにくかった点など修正しています。

再公募しても事業者が決定しない場合は、計画の見直しを考えており、必要に応じて事業者への聞き取り等を行い、再度公共施設マネジメント推進会議に諮り、方向性について協議したいと考えております。

○11番（安部一郎） 市民メッセージの公募はとてもよいものだと思います。今後も住民意向の公募に取り組んでいただきたいと思います。求めるものが違うと使われなかったり、混乱を招くことも考えられます。引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料の17ページを見てください。

山の手の土地処分において、方向性を決める会議として、公共施設マネジメント会議が

あります。その会議録が資料の17ページにあるものでございます。要点筆記として、問題ないと言っていますが、ここまで簡素化された会議録を私はよしとしていません。19ページから21ページを御覧になって、別の会議録と比較してもらいたと思います。比較すると明らかにお粗末なものだと思っています。

この会議録は報告のみとなっています。市民の関心の高い、これだけの財産の処理について論議はなかったのでしょうか。まずお伺いしたいのは、なぜ建物カルテを使わなかったのか。

資料の14ページを御覧ください。

そのカルテ、同じ年度のもので2種類存在しています。耐震ができて、現状のまま使っても問題ないとしているカルテと、全く真逆の、問題があるとしたものがあります。どちらが正しいのかと聞きましたところ、14ページのほうが正しいということなので、そのように説明を受けました。その正しいほうを読み上げますと、築40年以上が経過しているが、おおむね良好な状態、耐震化対応率94.3%、劣化箇所平均2.5、状態を継続的に勘案する必要があるが、一部の建物を除き、耐震性は担保している。ここが重要なんです。利用状況は比較的良好であり、当面は現状のまま運営をすることで問題はないとしています。

議案質疑で建物に安全上問題があるとした事業者の考えを述べられていましたが、その事業者の考えは間違いなのではないかと思っています。このカルテは専門家が造られたもので、当時1億7,000万円ものお金を使い、耐震された問題のない建物だと思っています。そして、その建物を利用してリノベーションして、市民提案の有効利用をしてほしいという考えが、その会議の中で一人もいなかったのでしょうか。それをお聞かせください。

○財政課長(河野文彦) お答えします。

まず、会議録につきましては会議録作成要綱に従いまして、会議の内容について簡潔に論点と結論を把握できるように作成をしているところでございます。

また、公共施設カルテでございますが、現状で運営を続けることで問題ないとしておりますのは、改修をしながら学校運営をしていたときの状況でございます。先日の議案質疑において耐震工事を行っているものの、経年劣化による老朽化が著しいことから、安全確保の面からも校舎の利活用は難しいと答弁をしておりますが、これは築60年を超える建物をこれから先数十年にわたって使用していくためには、多額の改修費、維持費がかかること等から、これから先使用していくことは困難であると判断したものでございます。

また、文化ゾーンの駐車台数が約200台減少している中、別府公園やビーコンプラザなどのイベント開催時に混雑を及ぼしている状況や、野口原総合運動場の駐車場確保など、周辺施設を生かしていくためには駐車場確保が喫緊の課題でありまして、校舎を解体することにより現在のグラウンドの収容台数の3倍から4倍の収容台数が確保できることもありまして、これらの状況を総合的に判断した上で、駐車スペースを最大限広げて仮設駐車場として利用することを決定したものでございます。

また、山の手中学校跡地に関しましては、公聴会を経て策定をしました跡地等利活用方針に沿って、事業手法を売却または定期借地権として利活用を進めておりますが、サウンディングを実施したものの校舎の活用を示されていない結果となっております。

○11番(安部一郎) 今、話された内容を会議録に残すべきだと思いますよ。単なる報告じゃないですか、これ。今みたいな論議をちゃんと会議録に残しておけば、私はこんな質問しなかったと思いますよ。正当性をちゃんと今証明されたと思いますけども、でも、市民にとっては、あそこをリノベーションして、リノベーションというのは古いものをいじることがリノベーションですから、築何年という概念は当たらないです。それが耐震性が担保できているかどうかは正解なんですよ。だけど耐震性は担保できてるって書いてあるので、それは僕はね、解釈の違いかなと思います。

それで、この校舎を壊すということは、令和3年11月16日の公聴会配布資料に、既存施設を利活用する場合として、ベンチャー企業の事務所やサテライトオフィスが挙げられています。あわせて市民の要望をまとめますと、外国人の交流拠点、博物館や科学館、インターナショナルスクール、病児保育園施設等、公民館等という校舎を使ったことが市民の要望が寄せられています。これらの選択がもうなくなるという考えで、残るは企業誘致のみという考えでよろしいでしょうか。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

公聴会配布資料の既存校舎等の活用でございますが、こちら民間事業者からの現実、実現性のある提案ではなく、既存施設を一般的に活用する場合に考えられるものとしてお示しをしたものでございます。また、公聴会で出た意見の博物館の整備やインターナショナルスクールの誘致などを実現するためには、長期スパンでの事業化が必要と考えます。このため、喫緊の課題を解決すべく駐車スペースを最大限広げて仮設駐車場として利用することを決定したものでございます。

利活用に当たりましては、利活用方針に沿って地域経済の活性化や住民の利便性向上につながる活用の方針を引き続き検討していくものとしております。

○11番（安部一郎） 事前協議でそういう話をきっちり進めてください。この議場で突然言われても困りますし、あなたが先ほどから、別府市跡地利用計画の中身について言ってますけど、ここには駐車場なんかどこにも書いてませんよ。駐車場という意見は、どこから出てきたんですか。

○財政課長（河野文彦） 駐車場に関しましては、現在の周辺施設の状況などを総合的に判断した上で決定したものでございます。

○11番（安部一郎） 多分違うと思いますね。駐車場と僕が言ったんですよ、この議場で、喫緊の課題があるということ。

だから、私はね、次の質問につながりますけど、賛成で、その駐車場は、私が言った。それでね、提案があるんですよ。市民の声がもう今全く入ってない状態です。市民の声、議会の声、それと、事業者の声、これをね、どっかで集約ちゃんとされて、土地処分のガイドラインには有識者会議というのをつくることのできるとなっているので、一回有識者でもんでもらって、何が一番ベストなのかということをしてもらいたいという質問を上げてるんですが、それはいかがですか。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

公有財産の利活用は、事業目的や立地条件、地域特性など異なる条件で進めていくため、それぞれに応じた適切な手法により、行う必要があると考えております。

○11番（安部一郎） ぜひとも実現してもらいたいと思うことと、それと今、るる御説明したことを、今後地域社会や市民に説明する責任が行政としてあると思います。今後どのような方向で、市民や地域社会に説明してまいりますか。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

公共施設マネジメントの観点から、山の手中学校跡地は跡地等活用方針に沿って売却または定期借地権として利活用を進めておりますので、利活用方針の中で市民の皆様の意見を最大限反映できる手法を今後も考えてまいりたいと思っております。

○11番（安部一郎） あなたさっきからね、それを言うから、僕の中でややこしくなるんですよ。市民利活用方針の中で市民が求めているのは、さっきるる言った博物館であったり公民館であったりということですよ。それが一切できなくなるということなので、できないことの原因をちゃんと説明してあげてくださいという話です。いかがですか。

○市長（長野恭紘） 私からお答えします。

議員言われるとおり、住民との協働というのは非常に重要なことで、我々も地域住民の

皆さん方の意見をあらゆる場面でしっかりと伺いした上で進めてきているという自負はあるんですけども、その辺りが十分伝わっていないということでございましょうから、しっかり今回のことも、いろいろな御希望がある中でも喫緊の課題に対応しつつ、今後の件についてはしっかりとまた皆さんほうの御意見を伺いながら進めていくということは、あらゆる媒体を通じて自治体あるいはひとまもり・まちまもり協議会、様々な機会を通じて、市民の皆さん方に報告を申し上げたいというふうに思います。

○11番（安部一郎）ありがとうございました。それをぜひお願いしたいと思います。

それと、私、この土地の有効利用を考えると、うちの会派でも話したんですけど、あそこは文教地区であると、もう別府最後中心部の貴重な土地であると、その土地の性質をよく考えた中でいろんなことを判断していただきたいと思います。

僕は今上がってる商業施設やホテルの問題がありますけども、もうホテルのオーバールームによって何が起きてるかという、もう大分県中の業者がそのオーバールームに対応できないようになってます。例えばネン会社が、もう受注できない状況になっています。何が起きてるかという、例えば150円でシーツを借りていたところが、大手が来て、300円って言ってきます。そしたら当然りネン会社は300円というところと、取引をしようと思います。そしたら150円でやってた小さな事業者が、やり手がなくて自分ところでやらなくちゃいけないような状況になってるというのが、今、オーバールームからくるいろんな社会現象です。様々なことが起きています。昼食難民、要は夕食難民、食事どころがなくて、中心部に1,000ルームぐらい増えてるんですよ。もうそれによって、ありとあらゆる問題が起きてますので、そういうことも考えていただきたいと思います。商業施設においても、オーバーストア状態ということを入れていきたいと思います。

それでは、商店街解散と中心部活性化事業の進め方について質問します。

市長、商店街連合会が解散しました。先日行われた解散式では、51年間務められた事務局の方が、いろいろあったけど、これからも頑張っていこうと言われたときには、涙が止まりませんでした。何のために議員になったのか、非常につらいです。前議会でも申したとおり、商店街の悲痛な声をぜひ聞いていただきたいと思います。しかしながら、まだそれが実現していません。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

駅周辺の状況を説明しますと、今言ったとおり、多くのホテルができて、1,000ルーム以上のホテルが駅周辺に集中しています。別府駅周辺に新たなホテルが建設され、約800ルーム程度増えています。人が増え、人の流れ、車の流れも変わっております。様々な問題が起きています。また、人が増えたことで活性化のために様々な試みもできると思っています。

まず、建設部に関係する部分についてお伺ひしたいと思います。駅前通りと国道10号のスクランブル交差点について、事故が度々今起きていまして、北浜から商店街に入ってくるお客さんが多数増えるようになりました。スクランブル交差点化の実現に向けてどのように考えているかということと、それと実証実験でありますので、その会議にぜひとも地域の人を呼んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○都市計画課長（山田栄治）お答えいたします。

国道10号の北浜交差点についてですが、歩行者の円滑な横断を確保するための対策、それからラグビーワールドカップなどのインバウンドに対応するために。令和元年に交差点の北側に新たに横断歩道、それと歩行者信号を設置しております。これまで国土交通省、大分県警、大分県、市と専門家も踏まえました協議を行ってまいりました。その後、新型コロナの流行によりまして一時中断をしておりましたけれども、改めて令和5年に利用状況調査を行ったところでございます。

調査結果を踏まえて、国道管理者、それから、横断歩道管理設置者の県警などと方

向性を定めまして、地元自治会や通り会、それから観光客の方、宿泊飲食関係事業者、交通関係事業者など様々な関係者の方々の声を聞きながら、総合的に判断をしまして、今後の取扱いについて協議を進めてまいりたいと思います。

○11番（安部一郎） よろしくお願ひしたいと思います。中心市街地におけるイベント会場の整備について人が増えたこともあり、さらなる活性化に向けて、唯一イベント会場として有効利用できるのが、先ほど上げた海門寺公園です。この海門寺公園に、常設ステージ、屋根つきのステージを造っていただきたいという要望が上がっていますが、いかがお考えでしょうか。

○建設部参事兼公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

海門寺公園のステージにつきましては、今イベントごとに設置していただいているということでございますけども、その必要性についてはまた今後検討したいというふうに考えております。

○11番（安部一郎） まちなか教室について説明と質問いたします。今、文化事業をやる上で教室がないというのが、別府市でまず起きています。それと、イベント会場も今なくなりつつあります。それで、トキハの空きスペースを利用して町なかに人を集める道具の一つとして教室の充実、それともしくはコンサート場、それとか集会所、大会議場の充実を図ってはどうかという提案でございますが、いかがお考えでしょうか。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

イベントや講座、教室等を開催する場合は、主催者が会場の間取りや利用料金、また、必要となる附帯設備が整っているかなどを総合的に勘案して使用する会場を決定することになると考えております。

○11番（安部一郎） よろしくお願ひしたいと思います。

それと、アマネクさんで実験的にやられたキャッシュレスの取組ですね、夕食難民対応のために、居酒屋30軒と組んでやったこの試み、これがまたさらなる進化が必要かと思っています。あれから野乃さんが増えまして、あの周辺すごいですね、もうほとんどが夕食を持っていないホテルがほとんどです。ので、ぜひその対応をしていただきたいと思います。

それと、車の動きについていろんな異変が起きてます。中心部に沿ってあるものですから、一方通行が駅から右左に行くようになってるんです。それが、外から入ってくるように、交通違反が多々見られますので、その辺のことをどのようにお考えか、教えてください。

○都市整備課長（川野康治） お答えいたします。

一方通行逆走等の発生の一因としましては、路面標示の薄れや、規制標識の設置位置などが関係していると思われまます。そういった点を踏まえ、別府警察署と調整を行い、路面標示の更新、逆走防止の看板設置等を行っていきたくて考えております。

○11番（安部一郎） ゴールデンウィーク中に30件逆走があったと聞いています。非常に危ない状況になるので、早急に対応をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それで、車の関係でもう一つ、先日ビーコンプラザで学会がありました。今言ったとおり、駅周辺に宿泊施設があるもんですから、駅裏からシャトルバスがビーコンに向かって出ています。そのシャトルバスが止まる場所がないんですよ、路駐なんですよ、天理教の前に。今日写真を提供すればよかったんですけど、非常に危険な状態と、それと、一般車両の止めるスペースがあまりにも少ないので、いつも大混乱してます。もう過去にもこの議会で言って、認識もどうもあるようでございますので、早急に手配して、今あるグリーンベルトを削除してつけるだけでも十分可能性もありますし、タクシー協会さんと相談して、もうこれ以上タクシーが増えないのであれば、そのスペースを一部有効利用させてもらうことなど、いろいろあろうかと思っておりますので、ぜひとも見解をお聞かせください。

○都市整備課長（川野康治） 答えいたします。

別府駅西口駅前広場の駐車スペースの運用につきましては、現地調査を行い、朝夕の一般車両等の駐車、路上駐車待ちやタクシーの待機状況を確認しております。現在、JR、タクシーなどの交通事業者や、旅館、ホテルなどの観光事業者と調整協議を行っております。よりよい運用方法を決めていきたいと考えております。

○11番（安部一郎） どうぞよろしくお願いいたします。

次に参ります。

イベントと協働のまちづくりについて質問します。学生大同窓会と市民イベントの比較をちょっとしてみたいと思います。学生同窓会では、ビーコンイベント費として約500万円、広告費として約400万円、飛行機チャーター費として300万円、合計1,200万円かけたイベントがございました。費用対効果は本当にあったのか、私が疑問に思っています。

同時に別府公園であったイベントは、普通のショッパの女性オーナーが開催したわけですが、別府公園の駐車場は満員御礼、別府市の補助金は0円です。また、ゴールデンウィークに駅前すとリーとというイベントもありましたが、10年間行ってきていましたが、今回で終了となりました。理由は、補助金の申請は面倒くさい、いろいろ言われるのが嫌だと言っております。協働のまちづくりの補助金も出なくなったと聞いています。

市の補助金は3年か5年で終了してしまいます。様々な市民や団体がイベントができるように、新しいルールをつくり始めてはいかがでしょうか。

○市長公室長（山内弘美） 答えいたします。

現在、別府市では様々な市民活動を支援するため、市民活動支援補助金制度を設けております。この制度は、NPO法人や学生団体も含めた様々な市民活動団体の持続可能で公益的な活動を支援し、地域活動の解決を図るものでございます。

また、イベント等に対する補助金につきましても、別府市補助金等交付規則に基づき交付指針に沿って様々な団体に補助金を交付し、支援を行っているところでございます。補助金につきましては、公益性や公平性、透明性を確保し、客観的な効果や多くの市民に波及するようなイベントであるかなどにより、交付の適否を判断することとなっておりますので、計画等を踏まえた上でそれぞれに御相談いただければと考えております。

○11番（安部一郎） 今日、資料の一番最後、熱海のイベントスケジュールというのを付けてます。ぜひ御覧になっていただきたいと思います。人口3万人台で、約100ものイベントが行われています。これは多分、別府市以上に協働のまちづくりが進んでいる証拠だと思います。ぜひとも参考にして、申請の簡素化、時間の早さ、そういうのも他都市の事例を見ながら組み込んでいただきたいと思います。

それでは、ビーコンプラザのイベントと駐車場の問題について協議しています。

これは何かといいますと、私、福岡マリンメッセに世界水泳大会を見に行ってきました。松川峰生議員が、世界6位になった大会でございます。これは、約35億円の投資で940億円の効果があったと試算されています。最近、ビーコンプラザではこの手のスポーツイベントがほとんど行われておりません。スポーツ大会や各事業体の、例えば今度予定されているのが全国PTA大会ですかね、それが約8,000人規模、令和8年にありますけども、そういう大きな大会の誘致を今後取り組んでいかなくちゃいけないと思いますが、いかがお考えですか。

○観光課長（牧 宏爾） 答えいたします。

コンベンション、MICEの誘致につきましては、宿泊、飲食、観光等の経済消費活動の裾野が広く、また滞在期間が比較的長いと言われており、一般的な観光客以上に周辺地域の経済効果を生み出すことが期待されております。別府市では、大分県などと別府市コンベンション振興協議会の中で取り組んでおり、大分県やツーリズムおおいなど連携

し、商談会等へ参加するとともに、九州で学会・大会の開催が期待される企業・大学・団体等を訪問するなど、誘致活動に取り組んでおります。

また、ビーコンプラザの指定管理者であるコンベンションリンケージの持つノウハウ、ネットワークを生かした誘致活動も実施しているところでございます。今後も引き続き、誘致に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

- 11番（安部一郎） ぜひ努力して、結果を出していただきたいと思います。

アーティストの移住事業について質問いたします。

僕、アーティスト事業大好きで、もうほとんど大体行ってるんですけども、しかしながらもこの活動が始まって20年を超えていると思いますが、この理解が市民にはまだ届いていないようですね。批判ばかりが聞こえるような状況になっております。今後、何か市民理解のために何かやる手だてはありませんか。

- 文化国際課長（高木智香） お答えいたします。

大規模開催のアート活動につきましては、これまでも地元の方々へ事前に御説明に伺ったり、活動に対する理解を求めてまいりました。今後も引き続き、市内のアーティストやクリエイターの方々が活動しやすいよう支援するとともに、文化芸術事業に興味がある方だけではなく、多くの市民の皆様へ、市のホームページや公式SNS等にて広報に努め、より広く情報発信を行い、理解を深めることができるよう努めてまいります。

- 11番（安部一郎） 何事も市民に説明が必要だと思ひますし、「近き者説べば、遠き者来る」だと思ひますので、まず説明を十分伝えていただきたいと思ひます。

それと日常告知と広報について、先ほど言ひました熱海のイベントスケジュール、最後の資料を御覧ください。

年間通して全ての日程がもう既に決まっています。そして、これだけのイベントが開催されています。ぜひとも、イベントにスケジュールを必ず、事前に分かることは早めに載せていただいて、観光客の重要なツールとなると思ひますので、展開していただきたいと思ひますし、それと、別府市でいろんなイベントがありますが、そのイベントを、市の広報誌であったり、市のホームページであったり、ぜひ紹介してもらいたいんですよ。紹介する内容としましては、先ほど言ひましたように、市が申請、市が後援したもの、それと公有地を使ったもの、そういうのをね、しっかり吟味されてしていただきたいと思ひますが、どのようにお考えですか。

- 秘書広報課長（奥 茂夫） お答えいたします。

現在、公式ホームページの別府市行事カレンダーには、市報に掲載しました情報の中から民間主催のイベントも掲載しておりますが、公共施設で開催される市内の全てのイベントの広報につきましては、開催の規模、形態、分野など多種多様にわたりますので、事前の内容把握が難しい場合もござひます。行政といたしましても、公式ホームページと併せて、即時性と情報拡散力のあるSNSを積極的に活用するなど、市民や観光客の皆様幅広い様々な情報をお届けできるよう、引き続き効果的な情報発信、広報に努めてまいります。

- 11番（安部一郎） 産業政策課の皆さんは下に降りてきて、もういろんな話を聞いてください。今言った、情報収集が難しいということでござひますが、申請を出した段階でそれは集約できると思ひますし、後援をつけた段階でそれも集約できると思ひますので、あとは精査の問題と思ひますので、ぜひそのように努めていただきたいと思ひます。

そして、先ほど言ひましたように競輪に関しましては、秘密情報に触れるということなので1年後ですかね、明らかにできるということなので、そのときに論議してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今日、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

(議長交代、副議長日名子敦子、議長席に着く)

○7番(小野佳子) 7番議員、公明党の小野佳子です。

本年2年目になりまして、1年間あっという間に過ぎてまいりました。1期生7人いますけども、私が最年長ということで、皆さんからすごい刺激も受けながら、また先輩議員からはいろんな御指導もいただきながら、また各担当課におかれましてはいろんなことを教えていただき、こんにちを迎えることができました。今年度もこういった立場で働かせていただくことを感謝しながら、しっかりと、まずは健康第一でしっかりと皆さんのために働いてまいりますので、よろしくお願いします。

では通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

熱中症防止への取組についてでございます。

最高気温が25度以上の夏日が続いておりますが、注意したいのが熱中症です。本格的な夏を迎える前から、十分な予防対策が必要です。昨年度は最高気温が40度以上の酷暑日を観察し、各地で最高気温の記録が更新されるほど猛暑でした。今年はそれ以上の予想がされております。環境庁は熱中症を防ぐため、4月24日から、極端な暑さで熱中症が懸念される場合に、都道府県単位で発表する熱中症特別警戒アラートの運用を始めております。

そこでお尋ねをいたします。熱中症特別警戒アラートの概要について御説明をお願いいたします。

○生活環境課長(堀 英樹) 答えいたします。

熱中症特別警戒アラートは、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、環境省から発信される熱中症特別警戒情報のことでございます。

この熱中症特別警戒アラートは、各都道府県内にある全ての暑さ指数情報提供地点におきまして、翌日の日最高暑さ指数が35に達すると予測される場合に、都道府県単位で前日の午後2時頃に発表されるものでございます。

○7番(小野佳子) 2021年度から運用している警戒アラートよりも一段と高い基準で、基準としているとのことですが、特別警戒アラートの新設に伴い、地域での対策を強化するとあります。その際に、対策としてクーリングシェルターの活用がなされますが、クーリングシェルターとは何でしょうか、御説明願います。

○生活環境課長(堀 英樹) 答えいたします。

クーリングシェルターとは、広く認知されるための一般名称のことございまして、正式には指定暑熱避難施設とされており、熱中症リスクを低減するため、自助の取組を超え、地方公共団体があらかじめ暑さをしのぐ場所や施設を準備するものでございます。熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、このクーリングシェルターを解放することが法的に義務づけされております。

○7番(小野佳子) ありがとうございます。

では、別府市においてクーリングシェルターの設備はどこまで進んでいますか。また、クーリングシェルターの場所が市民に一目で分かるような形で周知されるのでしょうか、お答えください。

○生活環境課長(堀 英樹) 答えいたします。

現在、市有施設を中心に、クーリングシェルターの指定に調整しているところであり、6月末までの指定を目途に協議を進めているところでございます。

また、クーリングシェルターの場所の周知といたしましては、今年度は一目で視認できるような標示板を掲示する予定であり、来年度にはのぼり旗も含め、一目で分かるような掲示に努めてまいりたいと考えております。

○7番（小野佳子） 熱中症特別警戒アラートが発令された場合、どのような経緯で市民にそのことが知らせることになるのかを伺います。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

大分県内の14の観測地点で日最高暑さ指数が35に達する予測がなされた場合には、環境省より熱中症特別警戒アラートが発令され、大分県を經由して市に伝達されますので、緊急情報として市公式ホームページで速報すると同時に、市公式LINEを通じまして伝達したいと、現時点では考えているところでございます。

○7番（小野佳子） 熱中症は自宅などでも多発しており、熱中症による死者は年間1,000人を超えております。環境庁は、関係府、省庁と連携し、熱中症から国民の命を守る対策を一層強化するとありました。クーリングシェルターの確保を進めるとともに、公式LINEに登録していない方々へは、無線や循環車両による警戒を呼びかけるなど、熱中症特別アラートを市民に確実に知らせる手段を早急に検討していただきたいと思っております。

非常事態の発令となる熱中症警戒アラートは緊急事態です。循環車両等での呼びかけは、地域内での声かけのきっかけにもなり、有効な方法だと考えますので、御検討のほどよろしく願いいたします。

今の時期はまだ体が暑さに慣れていない時期でもあり、本格的な夏を迎える前から十分な予防対策が必要です。緊急要請の発生場所では、住宅ですね、室内の発生が全体の37%を占めており、最も多くなっております。熱中症になりやすい高齢者や乳幼児への配慮はとても重要です。熱中症を引き起こす環境は、まず気温が高い、室温が高い、風通しが弱いなどがあります。入浴方法や冷房の使い方、何より水分補給の大切さを改めて知らせる必要があると思っておりますが、今年度市はどのようなことに取り組む予定でしょうか、お伺いします。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

熱中症対策は、一人一人が自分で気をつけるだけでなく、地域・社会が一体となって対策に取り組む必要があります。市内の企業、大学、医療関係者と行政の各部署が集い、令和6年5月24日に熱中症対策健康会議を開催いたしました。おのおのが日常的に行える啓発方法を共有し、官民学で一斉に取り組んでいるところです。

具体的には、店舗や観光施設などでの情報発信、公共交通機関におけるポスター掲示、熱中症標語コンテストの開催、一時休憩所の設置においては、令和5年度約50か所であったのですが、市民の皆様が利用しやすい設置に向け、拡大していくなどがございます。

加えて、特に情報が行き届きにくい高齢者の方へは、福祉を通じて介護福祉団体へ熱中症情報を発信し、家庭訪問時に介護支援専門員などから声かけやチラシの配布を行うなど、きめ細やかな啓発に努めてまいります。

○7番（小野佳子） ありがとうございます。いろんな対策に取り組んでいただいておりますので、本当に理解できました。ありがとうございます。

兵庫県の加古川市では、民間の力を借りて取組を推進しております。弁当を手渡して配達している業者と連携し、お弁当と一緒に熱中症予防啓発チラシを配布しており、また、東京豊島区では民生委員が訪問して、熱中症予防を呼びかけております。先ほどの答弁の中でも、一時休憩所の設置は昨年引き続き行っているとのこと。涼んでいける場所が地域にしっかりございますので、お気軽に利用してほしいと思っております。

また、熱中症予防に関しての市民への啓発は常に積極的に行っていくことが重要ですので、何とぞよろしく願いいたします。

今年は昨年を上回る暑さが予想されている中、危険な暑さで健康に重大な被害が出るおそれがある際に特別警戒アラートが発表されますが、その際の学校における熱中症対策はどのようにするのかを伺います。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えします。

学校における熱中症対策としては、熱中症特別警戒アラートが発表された場合に限らず、各学校において、暑さ指数測定器等を用いて暑さ指数を測定し、その指数に基づき、屋内外での活動の中止などの適切な対応を行っています。

また、適切なエアコンの使用や、児童生徒へ小まめな水分補給の促しを行っています。さらに、登下校中の帽子の着用も認めています。このようなことから、熱中症予防に取り組んでいます。

○7番（小野佳子） 学校では、多くの児童が水筒を持参しているとのことでしたが、学校での水分補給はどのようにされておりますか。また、授業中の水分補給についてルールがあればお伺いいたします。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えします。

多くの児童生徒が持参した水筒で水分補給を行っております。冷たい水を好む児童生徒は水筒に氷を入れてきています。体育の授業などにおいては、活動場所へ水筒を持参し、適時水分補給をさせております。基本的には休憩時間に水分補給をしていますが、気温や本人の体調などの状況によっては、授業時間であっても水分補給をする場合があります。

○7番（小野佳子） 現場では、午前中には水筒が空になる現状を保護者の方から聞いておりますが、学校では水筒への給水方法はどのようにされておりますでしょうか。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えします。

水筒が空になった場合は、学校の水道水を補給しています。

○7番（小野佳子） 別府市は各教室に全国でもいち早くエアコンを設置し、昨年7月より順次体育館空調を整備し、環境整備は整っております。昨年6月議会で、学校にマイボトル専用給水スポットの設置について私は質問させていただきました。このマイボトル専用給水スポットは、水筒をセットし、短時間で冷水を給水するもので、1時間に500mLの給水が70人分可能となります。瞬間冷却装置のため、使用が集中する場合でも、冷たい水を提供することができます。

夏場の水道の水温は約25度です。5度から15度の冷水は、直腸温の上昇を抑制し、体温を下げることで、熱中症予防には効果的と言われております。この給水器は10度から12度の設定ですので、熱中症にはとても効果的です。学習環境整備をさらに進めていただき、ぜひ給水スポットの設置をお願いしたいのですが、昨年と引き続き本市の考えを伺います。

○教育政策課参事（時松哲也） お答えいたします。

学校におきましては、現在の環境下でも十分な水分補給ができていると判断しておりますが、引き続き暑さ指数に応じた対応、教室や体育館へのエアコンの設置等の熱中症対策の取組を進めるとともに、児童生徒の学習環境の整備を進めてまいります。

○7番（小野佳子） 冷たい水を好む児童生徒は、水筒に氷を入れてきており、水道水を補給するとのこと。水筒の水はあっという間に、25度のお水であれば溶けてしまいます。保護者によりますと、こういったぬるいお水を飲ませるのは本当につらいというふうなことを聞いております。また、暑い日にぬるい水を飲む状況を考えると、どうでしょうか。私たち大人でも適応の冷水を好んで飲んでおります。ぬるい水は脱水症状にはよいのですが、熱中症には効果が低いとされております。

また、子どもの熱中症予防の基本は水分補給です。熱中症は体が水分不足になり、体温調整がうまくできなくなることで起こります。特に、子どもは大人よりも体温調整機能が未熟で熱中症にかかりやすいため、より念入りに水分補給が必要です。

別府市は昨年空調を設備し、環境整備は整っていて、今年の夏は快適な環境での授業が受けることができ、皆さん大変喜んでおります。ですが、冷房が効いた部屋でも水分補

給は適時に小まめにする必要があります、人間にとって最も大切な命を守るものです。こどもまんなか社会の今、学校現場の給水環境はとても大切ですし、学校現場の給水環境をいち早く進めるべきだと考えます。また、夜間の体育館は、地域の方々もいろんな活動で使用しております。災害時には避難場所にもなりますので、幅広く利用ができます。

年々暑さが増し、猛暑日が予想されており、学習環境整備をさらに進めていただき、ぜひ給水スポットの設置の検討を前向きに考えていただき、この質問を終わらせていただきます。

では、続きまして、安心の就学への5歳児健診についてです。

発達障がいなどを早く発見し、安心して小学校入学につなげることを目指す5歳児健診の全国的な実施に向け、国は今年から市町村の健康費用の助成を開始しております。乳幼児健診については、母子保健法では健康診査について、第12条は、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。第13条については、必要に応じ、妊産婦または乳児もしくは幼児に対して健康診査を行い、または、健康診査を受けることを勧奨しなければならないとあります。

そこでお尋ねをいたします。別府市において、乳幼児健康診断の実施状況について伺います。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

別府市では母子保健法で市町村に実施が義務づけられている1歳6か月児健康診査、及び3歳5か月児健康診査と、当市の独自事業である2歳6か月児歯科健診を、それぞれ毎月1回集団健診で、また、乳児期の生後3か月から5か月、6か月から8か月、9か月から13か月の間にそれぞれ1回ずつ、小児科の医療機関にて直接受診する個別検診を行っています。

令和5年度の集団検診の実績は、1歳6か月児健康診査の受診率は95.9%、2歳6か月児歯科健診の受診率は89.7%、3歳5か月児健康診査の受診率は101.3%でした。

乳児健診は、令和4年度の実績になりますが、3か月から5か月の検診は606人、6か月から8か月の健診は574人、9か月から13か月の健診は555人が受診されています。

○7番（小野佳子） ありがとうございます。個別の健診は対象者数の把握が難しく、パーセンテージは出にくいとのことでしたが、集団健診の受診率が高いのがこの数字で分かります。国は次元の異なる少子化対策実現のためのこども未来戦略の策定に向けて、今後3年間の集中的な取組として、全ての子ども、子育て世帯を対象とする支援拡充の中に、乳幼児健診等を推進するとあります。その中に1か月児、5歳児健康診査支援事業が盛り込まれており、今年、令和6年1月1日より1か月児、5歳児の子どもの健康診査の費用に関する市町村への補充を始めておりますが、その概要について伺います。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

国の実施要綱等では、1か月児健康診査は、出生早期の身体疾患等の発見を主な目的とし、原則、医療機関での個別健診で実施することとされています。5歳児健康診査は、発達障がいや知的障がい等の子どもの個々の発達の特徴を把握し、子どもとその家族を、必要な支援につなげることを主な目的として、原則集団健診で実施することとされており、実施に当たっては、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこととされています。

○7番（小野佳子） それでは5歳児健診の意義について伺います。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

5歳児健診では、健診時や事後の専門相談や支援により、子どもや保護者が健康や子育てに関する不安を解消し、安心して就学に臨めることが大きな意義だと認識しております。5歳児健診を実施している自治体では、不登校の件数が減少したという報告もあり、二次

的な不適応の予防効果があると思われませんが、そのような効果を発揮するためには、教育部門と関係部署との連携が不可欠であると考えております。

○7番（小野佳子） ありがとうございます。別府市における就学前の相談の現状と、今行っている対応について伺います。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

こども家庭センターでは、心理や言葉などの専門スタッフによる子どもの発達相談会を毎月複数回、予約制で開催しています。乳幼児健診の結果や、保護者、保育所等からの相談や申込みにより参加されていますが、相談会への参加希望者が多く、申込みから参加まで数か月待ついただくことがあります。

相談会から必要に応じ、療育機関や児童発達支援などの医療や福祉サービスにつながりますが、いずれも希望者が多く、特に医療機関では初診までに何か月も時間を要する状況でございます。

○7番（小野佳子） 担当課において、手厚い相談や支援等への対応をいただいている現状を聞きました。保育士の方からは、保護者が実際に相談窓口に出向き、医療機関への受診までに時間を要する現状は伺っておりましたので、聞き取りの中で現状を再確認することができました。

また、相談の希望者が多いということは、就学に向けて保護者がとても不安になる時期だと感じております。5歳になると記憶力や理解力がどんどん高まっていき、知的好奇心や探求心が高まるため、身近に起こる様々なことに興味を持つようになっていきます。また、経験したこと、感じたこと、考えたことを上手に言葉で伝えられ、話合いができるようになるのもこの時期です。身体的にも大きな成長が見られ、友達との関わりの中で、プライドや競争心も発達していきます。

一方で、友達とのトラブルが多く、ほかの子どもより言葉が遅い、物事へのこだわりが強く、社会生活に支障が出るなどの困り事を感じる機会も5歳から増えてまいります。これらの困り事が発達障がい起因している可能性もあるため、早期に療育などのサポートを開始することで、困り事を減らすことができます。

私の周りには、保育士に従事している方が多くいます。5歳児健診を導入してほしいとの声をたくさんいただきます。保育士の大半の方が子どもと関わる中で、切に感じております。保護者に子どもの現状を伝え、相談窓口への御案内をしても、現実医療機関や相談窓口へは全く進まないことをつらいと語っておりました。先ほどの相談窓口に来られる保護者とは別に、相談に行ってほしい児童、保護者ほど、家では問題ないし、困っていませんので大丈夫です、との返事が返ってきます。実際、家庭では子どもの要求に応じ、好きなことをしている環境下でありますので、発達に問題はなく、気にならないのが現実です。集団生活を見て保育をする保育士だからこそ気づくことなのです。専門家ではないので、それ以上は言えず、発達の特徴を認めたくない心情もあり、受診を遅らせているのだと思いますが、就学前に早く受診し対応してほしいと、保育士の方々からの切実なお声です。

幼稚園・保育園においては、配慮の必要な子どもが多く気づかれていることから、気づきを支援につなげる相談体制や、支援体制が最も必要です。実際に、保育園の集団生活を観察してほしいと言っておりました。周囲とうまく関われないなどの発達の特徴を持つ子どもたちは、小学校への就学後に環境に適用できず、不登校になったり、問題行動を起こしてしまったりする可能性があり、就学してからだと本人はもとより、保護者の精神的負担も増加します。5歳児健診によって、そうした特性に早く気づき、適切な支援や療育につなげることができれば、多くの子どもたちが通常学級でも問題なく学べることになり、先ほど答弁の中にもありましたが、5歳児健診を導入した自治体では不登校が減ったという研究もあります。

我が子の成長に不安を感じながら、1人で抱えてしまう保護者もおります。我が子の特性を理解し、関わり方などについて、保護者が専門家に相談できる場として、5歳児健診とフォローアップ体制の充実はとても重要です。別府市は5歳児健診を実施してはおりませんが、今後の実施についての考えを伺います。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

療育機関への受診待ちの問題や、療育の効果を高めるためには、より低年齢での療育開始が望ましいなどの理由から、別府市では、現在の乳幼児健診の中で支援の必要な子どもの把握を行うことや、発達相談会で個別支援を行うことに重きを置いています。

5歳児健診の実施に当たっては、母子保健部門だけではなく、教育及び福祉の部門との連携が不可欠であるとともに、医師や心理士などのスタッフの確保や療育機関の受診待ちの期間の長期化などの課題があります。実施に当たっては、関係部局等と協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行う必要があることから、関係部署や関係機関と協議を重ねてまいりたいと考えております。

○7番（小野佳子） 別府市は、乳幼児健診の中で支援が必要な子どもを把握したり、発達相談会で個別支援を行うことに重きを置いてきたとのことでした。どの年齢においても、健診は保護者にとっては重要なものです。集団健診は高い受診率でもあり、保護者にとってはとてもありがたい制度です。

群馬県の藤岡市では、市独自の事業として5歳児健診を実施しております。全ての5歳児を対象に月2回の健診日を設け、1次健診を保健センターで実施し、会話や発音のチェック、特に集団遊びに通じて、通して行動やコミュニケーションの状況を確認しております。気になる行動が見られる場合には、2次健診の受診を勧め、必要に応じて子どもが日常的に過ごす幼稚園や保育園での様子を専門職が視察するなどして、受診を勧める場合もあるそうです。

このことにより、医師らがより詳細に観察し、保護者が希望する場合は、個々の苦手な分野に働きかける支援として、コミュニケーションのトレーニングや保護者が相談できる場所も設けておるそうです。

東京葛飾区では2015年から5歳児健診を導入、対象者が3,500人に上るため、まず保護者へのアンケートを行い、幼稚園や保育園を心理士などが訪問し、集団遊びの様子を観察、未通園の場合は子どもを総合センターで集団遊びの様子を観察し、結果を保護者に個別で説明し、必要に応じて医師の診察や専門機関につなげる仕組みを設けているそうです。アンケートの回収率は約9割と高く、保護者からは、相談や観察のきっかけになりよかったとの声を寄せられております。

子どもと保護者が安心して就学を迎えるために、5歳児健診はとても重要です。一番の課題は専門医師、保健師といった生活指導ができる専門家の人材の確保です。就学後、その子が楽しく学校生活を送るためにも、大分県などの療育センターと連携をしながら、人材の養成や派遣の取組を早急に進めていただきたいと思います。5歳児健診の早期導入をお願いして、この質問を終わらせていただきます。

では続きまして、障がいのある方への配慮についてです。

平成26年4月1日から別府市障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる条例、通称ともに生きる条例を施行し、障害の有無にかかわらず誰もが安心して安全に暮らせることのできる社会、共生社会の実現に向けての取組を進めております。別府市共生社会形成プラン策定、総理解の推進の第9条2項に、市は障がいのある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解するように、研修その他の必要な施策を講ずるものとするがあります。障がいのある人が、ほかの人と平等に日常生活や社会生活を営むことができるよう、その人の必要に応じて社会的な制度の整備や支援を行うこ

とが必要です。

合理的配慮とは、障がいのある方からの何らかの助けを求める意思の表明があった場合は、適度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のことでありとあります。現行の社会は、基本的に障がいのない方を基準に制度設計されております。この社会形成によって、障がいのある方は生活のしづらさや不満を抱えております。私は以前、手話講習を1年受講した経緯があり、手話サークルで聴覚障がいがある方とお話をする機会がありました。

聴覚障がいがある方に関して幾つかお伺いをいたします。別府市内の聴覚障がい者数と、そのうち手話を使う方は何名いらっしゃるのか、分かればお尋ねをいたします。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

令和5年度末時点の聴覚障がい者の数ですが、435名となっております。

手話の利用者数は把握はできておりませんが、聴覚障がい者の重度の方、1級、2級の方を想定いたしますと、1級の方が31名、2級のほうが78名、計109名となります。

○7番（小野佳子） 市役所へ来庁し、各課の窓口で手続を行うに当たり、筆談では伝わりにくい内容があるため、手話通訳者の支援をお願いしたいが、頼みづらくて遠慮してしまうというお話もお伺いしました。市役所の手続には複雑な内容のものもあり、伝えたい内容を文字にする筆談は、聴覚障がいをお持ちの方にとっては、意思疎通が難しく、多くの時間や労力を費やさなければなりません。障害福祉課での窓口対応は、どのようにされているのかを伺います。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

障害福祉課では、聴覚障がい者の方への情報提供の保障として、現在1,000人、手話通訳者を配置いたしております。

○7番（小野佳子） 専任通訳士の方は不在の日はあるのでしょうか。

○障害福祉課長（大久保智） 勤務形態の関係で、以前は不在の日がございました。令和2年7月に別府市の手話言語条例を施行いたしました。その施行を機に、専任の職員が不在の日につきましては、大分県聴覚障害者協会との契約により、手話通訳者の派遣をいただいて、現在全日対応できる体制となっております。

○7番（小野佳子） 先ほどの合理的配慮には、聴覚障がい者の方へのコミュニケーション手段としての筆談対応も合理的配慮に当たり、行政として専任通訳士の配置をしていただき、適切な対応を別府市はしていただいております。

今回、聴覚障がい者の方より御相談をいただきました。市役所の障害福祉課は専任手話通訳者が必ずいて対応していただけるのですが、ほかの課に行く際は、主には筆談となります。手話通訳者が必要な際は、一旦障害福祉課に寄り、どここの課に用事があるので一緒に来てほしいとのお願いをして、一緒に行ってもらおうとのことでした。別府市は、専任手話通訳者がいてとても助かってはおりますが、この手間を省くことができれば、より聴覚障がい者への配慮へとつながると思います。市役所での手続は内容も複雑ですので、筆談での対応はかなりの時間と、聴覚障がい者への精神的な負担も大きいと思います。実際にお願ひして、ほかの課についていってもらうことに抵抗があるとおっしゃってましたし、障害福祉課以外の窓口に行っても、職員から手話通訳者は必要ですか、とか、お呼びしましょうか、とのお言葉は今までなかったのとのことでした。

現在、国内では耳の聞こえにくい人がおよそ36万人、難聴者は1,000万人と言われております。聴覚障がい者の人の多くは、正確に聞き取ることや話すことが難しく、ほとんど音声通話を利用することができません。災害時の避難所を訪ねても、聞こえない人がその周りの方とのコミュニケーションをすることができないことで、つらく怖かったとの思いを語ったと聞いております。まずは、コミュニケーションを取れるようにすることが必

要だと考えます。

先ほどの質問で、手話通訳士が常駐しているとのことですが、手話通訳士1名では対応できない状況もあるのではないかと思います。自治体における意思疎通支援事業を活用した遠隔手話通訳サービスがありますが、窓口を導入している自治体も全国で増えてきております。これはタブレットを利用し、聞こえる人と聞こえない人が遠隔通訳士を介して通話ができるシステムであり、外国語への対応もできるタブレットであります。全ての国民が障がいの有無にかかわらず、共生できる社会の実現に向け、本市の導入に向けての考えはいかがでしょうか、お伺いします。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

遠隔手話通訳サービスは、情報デバイスを利用した手話通訳でございます。情報はそばにいらっしゃいます手話通訳者を通じて受けていることにより、その情報に関して安心・信頼が付加され、より必要な情報へととなります。これからも人的通訳を提供することにより、聴覚障がい者の方へ安心を付加した情報提供に努めてまいります。

○7番（小野佳子） では、聴覚障がいをお持ちの方が市役所で手話通訳の支援を遠慮することなく受けられるように、今後どのような対応を行うかを伺います。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

庁内での手続に関しましては、聴覚障がい者の方、当事者の要望がある場合や各課の対応職員が必要であると判断した場合には、本課に連絡いただき、手話通訳者が支援をする旨周知しております。今後とも、各課等の窓口での積極的な手話通訳者の活用を周知してまいります。

○7番（小野佳子） ありがとうございます。市においても障がい者に対しての行政サービスを最大に講じてきていただいております。

ただ、手話通訳での会話で伝わらないこともあり、諦めて帰る例もあると聞いております。私たちが思うほど障がい者にとっては大きな壁となっていることは確かです。これまで手話言語は、手話を使う人が集まる場所で使われてきましたが、これからは、手話を使う、聴覚障がい者が話すことを前提に考えなければいけないのではないのでしょうかと、その方も話してくれておりました。相談者の方も、遠隔手話通訳サービスは専門通訳士の負担も減り、大きな期待を寄せております。

私たちが思う以上に、あらゆる場面で負担を抱えていることは確かです。どの職員でも対応可能な環境をつくるのも今後必要なサービスだと考えますので、今後の庁内各課の御対応も含めて、きめ細やかな対応をよろしく願いいたします。

では続きまして、ごみ集積所の整備と対応についてでございます。

別府市のごみ集積は、集合住宅、個人等でごみ出しを行っており、動物によるごみの散乱を防止するために、市民の皆様はごみネットを購入して対応しております。カラスによるごみ集積所のごみ散乱問題の相談が多く寄せられます。ネットの端に重石を置いても、その隙間をめぐってカラスは荒らしてきます。ポリ容器に入れていても、蓋を回し忘れてしまったことにより、カラスが蓋を外し、ごみを荒らしていたとも聞いており、学習するカラスに困っているのが現状です。

別府市はごみ集積所への整備事業として、美しいまちづくり奨励事業補助金制度を行っておりますが、その内容を伺います。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

美しいまちづくり奨励事業補助金とは、ごみの減量化を図り、ごみの分別意識を高め、美しいまちづくり推進のため、ごみに関する事業及び活動を行う自治会に対しまして補助金を交付する制度でございます。

対象といたしましては、町内清掃で使用される清掃用具等の購入費用やごみ啓発看板作

成費用、あるいは動物等によるごみの散乱防止ネットの購入費用となっております。

また、この申請は年度内に1回の申請のみとなっております、予算の範囲内での補助となっております。

○7番（小野佳子） 可燃ごみを荒らすカラスの被害防止に、この補助金はどのように活用されてきているのでしょうか、お伺いします。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

カラスよけネットの購入費用につきましては全額補助となっておりますので、ぜひ御活用いただきたいと考えております。ただし、集合住宅を除く複数世帯での使用に限り対象となることや、設置場所が決まっていることなどの諸条件がございますので、御注意いただきたいと考えております。

○7番（小野佳子） 自治体を通してのネット購入に対して補助金を交付しておりますが、美しいまちづくり奨励事業補助金の年間の予算及び過去5年間の交付状況を伺います。

また、145町内での申請された件数が分かればお答えください。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

美しいまちづくり奨励事業補助金の予算額は100万円となっております、過去5年間の交付した町内件数と交付額につきましては、令和元年度は28件で50万3,000円、令和2年度は33件で99万9,700円、令和3年度は28件で74万2,700円、令和4年度は18件で33万8,200円、令和5年度は24件で66万5,500円となっております。

○7番（小野佳子） 聞き込みの中で、この交付額のうち、ネット購入費は全体の70%を占めておりますが、利用している自治会は僅か30町弱となり、145町のうち18%の自治会のみでの利用となっております。毎年申請は必要ないのかもしれませんが、カラスの問題はどこに行っても聞きます。出し方を工夫しながら適切に出していても問題は発生しておりますので、これは永遠の課題です。市民からのカラスによるごみ散乱の相談に対して、ネット対策だけではなく、担当課において出し方の指導や工夫策、また情報があれば、広く市民に知らせてもらえたらと考えます。年間の予算額を下回る原因は、この事業が有効に活用できていないのかもしれませんが、自治会への周知に力を入れていただき、この制度を知らない市民に有効に活用していただけるように、働きかけをお願いしたいです。

地域によってはルートによる個別回収、集積所による回収と状況も様々ではありますが、近年予算に達していない要因を踏まえて、年々多くなっているカラスによるごみの散乱状況を踏まえて、美しいまちづくり奨励事業の今後の取組や補助金の拡充の予定はあるか、伺います。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

当該事業補助金の申請額が予算額に満たない近年の状況を踏まえまして、今年度は自治会、自治委員会理事会にて御案内したこともあり、現在申請額が順調に伸びており、効果的な周知が図られていると考えております。

また、今後の当該事業補助金の予算額につきましては、交付動向や費用対効果も念頭に入れながら、適正な助成に努め、美しいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○7番（小野佳子） 今年度の自治委員会理事会にて御案内して、それから応募というか、申込みがかなり上がっていると伺って、本当にありがとうございます。今後柔軟に対応していただき、観光地別府にふさわしい美しいまちづくり奨励事業の推進をよろしく願いいたします。

また、市民へのカラス対策等の方法やごみ出しへの有効な情報があれば、自治会への回覧板等を利用した周知も含め、今後、継続的な啓発をお願いいたします。

では、続きまして、粗大ごみ処理の対応についてでございます。

年度初めの4月は新学期、新社会人にとっては、新生活に向けて引っ越しの時期でもあります。年末の大掃除では、ごみの排出量が増える時期でもあります。2010年から断捨離という言葉も流行語になり、物を捨てることにより、執着心をなくし、身近で快適な生活や人生を手に入れようとする思想が広まってきております。

別府市では、指定ごみ袋に入らない大きさのごみは、粗大ごみとして有料で収集しておりますが、家庭から排出される粗大ごみの処理方法はどのような方法がありますか、伺います。

○生活環境課参事（和田万里子） 藤ヶ谷清掃センターに本人が直接搬入する方法と、市へ有料収集を申し込む方法がございます。

○7番（小野佳子） 藤ヶ谷清掃センターに本人が直接搬入する方法と、市へ有料収集を申し込む方法がございますね。市へ粗大ごみの有料収集を申し込む際の一連の流れを伺います。

○生活環境課参事（和田万里子） お答えいたします。

お申込方法は、電話と窓口の2通りありますが、いずれの場合も、粗大ごみの種類や排出場所など必要事項をお聞きし、粗大ごみ手数料の御入金後に収集日を決定しております。

窓口でお申込みの場合は、御入金を含む全ての手続きがその場で完了いたしますが、電話申込みの場合は、市から郵送する納付書が御自宅に届いてから金融機関で御入金いただくため、入金を確認できてから収集日を電話連絡しております。

また、お申込みから収集までにかかる日数につきましては、収集日が毎週水曜日のみということもあり、申込みの曜日によっては、窓口申込みの場合で1週間、電話申込みの場合は約2週間を要しております。

○7番（小野佳子） ありがとうございます。

それでは、過去5年間の粗大ごみの申請状況はどうなっておりますか。

○生活環境課参事（和田万里子） お答えいたします。

令和元年度が3,119件、令和2年度が3,971件、令和3年度が3,966件、令和4年度が3,951件、令和5年度が3,931件の申請がございました。

○7番（小野佳子） ここ4年はコロナ禍の影響もあるのか、平均3,950件もの申請が上がっております。市役所の開庁日は土日祝日を除くと約250日程度ですので、換算しますと1日平均15から16件の申請を窓口及び電話での申込みの受付をしている状況となります。私も何度か、この粗大ごみ有料収集を過去利用いたしました。今年もさせていただきます。また、藤ヶ谷清掃センターにも持ち込んだことも何度もありますが、やはり車のない世帯、車の免許返納で持込みができない方も増えていく中、自宅近くまで粗大ごみの収集に来てもらうことは、市民にとって本当にありがたいことですし、今後さらに増えていくと思います。

その中、1日15件、1人の申込みが完了するには、氏名、住所、収集場所の確認等を含めると、聞き取りの中では10分から15分の時間を要すると伺いました。また、入金後の収集日の連絡の業務も含めると、かなりの時間が拘束されます。聞き取りの中で、APUの学生の申請も増え、氏名の聞き取りには時間を要していると伺いました。別府市デジタルファースト宣言の中に、デジタルの力を活用して、市民の利便性の向上を実現するサービス、有効な行政運営を行い、余力を生み出し、市民に寄り添うサービスへ注力するとあります。

県下で、中津市が電子申請を令和4年、2022年10月より導入して運用しておりましたので、早速話を伺ってまいりました。導入のきっかけは、庁内手続の各種電子化に伴い、粗大ごみ収集も電子化の検討を実施し、運用を開始したとのこと。現状の業務の流れを残しつつ、電話申請の代替ツールとして粗大ごみ品目リスト等、様々な検討事項をクリ

アしながら導入に至ったとしております。大きな成果としては、24時間いつでも申請できますので、市民へのサービス向上となり、電話での聞き取りとは違い、聞き取りミスの減少、何よりも電話申請での職員の対応時間の削減が図れたことが最大でした。導入前と導入後の推移としては、導入が令和4年10月とのことでしたので、回収量での推移は難しい、比較は難しいので、申請件数を伺った中では確実に件数が伸びており、電子申請件数は全体の28%、今年度は始まったばかりでしたが、4月単月の件数では電子申請は30%を上回っておりまして、今年度は電子申請の導入に伴い、申請件数も増加傾向にあるとのことでした。特にクレームも発生しておらず、スムーズな業務が行われておりました。

支払い方法も本市と同様、窓口振込み対応でしたが、今後、コンビニ決済ができないかを検討しているとのことでした。働く方が市役所の通常業務時間内に電話をすることはなかなか大変なことです。限られた時間内、昼休みの時間も同様かと思えます。現に私もそうでした。申込時点でこの負担が減り、24時間いつでも申請できる状況は本当に助かります。

そこでデジタル化が進む中、この粗大ごみ収集に関して、別府市も電子化にしてはどうかと思えますが、市の考えを伺います。

○生活環境課参事（和田万里子） お答えいたします。

粗大ごみ収集の申込みを時間帯に関係なくできる電子申請は、市民サービスの向上につながるものと認識しておりますので、今後、電子申請用の入力フォームの構築など、実証実験に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○7番（小野佳子） 実証実験に向けた取組を進めるとの答弁をいただき、本当にありがとうございます。申込みが24時間いつでも申請できるということが、市民にとってどれほど便利かつサービス向上につながるかは、本当に明らかです。粗大ごみの手数料を納付書で入金する場合、金融機関の窓口でしか取扱いがないのですが、コンビニエンスストアで入金できないのか。また、粗大ごみ収集申込み電子申請が実現した場合は、併せてキャッシュレス決済ができないのでしょうか、伺います。

○生活環境課参事（和田万里子） お答えいたします。

まず、コンビニエンスストアでの納付を可能にするためには、現在使用している納付書の仕様を大幅に変更する必要があり、そのためには、粗大ごみ集中管理システムを改修しなければなりません。このシステム改修にかかる費用のほか、コンビニエンスストアで支払ったときの利用手数料を市が負担することになるため、現時点では導入する予定はありませんが、キャッシュレス決済につきましては、クレジットカード決済や電子マネー決済など多様な決済方法がありますので、今後、電子申請化を進める中で、導入について調査研究してまいりたいと考えております。

○7番（小野佳子） ありがとうございます。最初の申請が電子化になることで、今まで申請を迷っていた方も気軽に申請ができると考えます。本当に助かると思えます。また、生活環境課の職員の負担軽減にも大きな成果が出ると考えます。今後、実証実験に向けた取組を進めていく上で大変な御尽力を賜りますが、市民サービスの向上のため、何とぞよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○副議長（日名子敦子） 休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（日名子敦子） 再開いたします。

○6番（重松康宏） 公明党の重松康宏でございます。前方には長野市長、また、市の部課

長さんはじめ、また後方にはそうそうたる議員さんの皆さんの暖かいぬくもりを感じながら、また今回も市民の皆さんのお役に立てるような質問を行ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

初めにがん対策についてということで、何項目かについて質問をさせていただきます。

まず、ピロリ菌検査についてということで、別府市では現在中学生を対象にヘリコバクター・ピロリ、いわゆるピロリ菌検査を実施しておりますが、まずこのピロリ菌検査を開始した経緯をお願いいたします。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

胃がんとピロリ菌の関連は高く、ピロリ菌感染から胃がん発症まで数十年かかることから、若年でのピロリ菌検査が望ましいと考え、既に実施していた「児童・生徒生活習慣病予防健診」で、平成28年度より、中学2年生に検査できる体制といたしました。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。御存じの方も多いと思いますが、今、課長が言われましたように、ピロリ菌と胃がんの関連は大変に深く、ピロリ菌に感染すると、ほとんどの方が慢性胃炎を起こし、さらにその慢性胃炎が続くと、胃炎が進行していき、多くの場合、胃の粘膜が萎縮する萎縮性胃炎という状態になります。この萎縮性胃炎が胃がんの原因の一つとされております。

そして、ピロリ菌を除菌することで、胃の炎症が徐々に軽くなり、萎縮性胃炎も改善する傾向があることから、胃がんの発症が抑制できることが明らかになっております。ピロリ菌感染による将来の胃がんのリスクを下げるとともに、家族内での感染を予防し、次の世代に感染させないようにするとの目的で、当時はまだあまり行われていなかった中学生へのピロリ菌検査を長野市長の英断により、別府市では、平成28年度から中学2年生を対象に開始したと承知をしております。

それでは、この現在実施をされておりますピロリ菌検査の時期や、また実施方法などの詳しい概要をお伺いをいたします。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

小学4年生及び中学2年生が対象の「児童・生徒生活習慣病予防健診」の際に、中学2年生の希望者については、血液検査でピロリ菌検査と一緒に受けることができます。「児童・生徒生活習慣病予防健診」は、例年夏休み前後の7月から9月に指定医療機関で実施しています。検査の結果、陽性であれば、尿素呼気検査による2次検査を行い、さらに2次検査で陽性の場合、20歳になる年の年度末までの間に専門医による除菌相談及び治療を受けることができます。いずれも自己負担はございません。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。検査から陽性まで、陽性であった場合の除菌までの費用は全額公費負担という、ありがたいこのピロリ菌検査ですが、現在の受診率など実施状況についてお伺いをいたします。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

最近3年間の実施状況ですが、「児童・生徒生活習慣病予防健診」受診者の97.1%に当たる1,599人が、ピロリ菌検査を受けています。これは全対象者のうちの59.3%に当たります。

このうち陽性であったものが457人で、さらに2次検査を受けた者は85.1%に当たる389人、2次検査でも陽性であった者は32人で、ピロリ菌検査受診者の全体の約2%です。このうち、除菌相談を受けた者は28人で87.5%となっています。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。今、いろいろな数字を上げていただいたわけですが、要するにこのピロリ菌検査を受けた中学2年生の割合は59.3%、約6割ということで、個人的には少し低いかなという気がしております。除菌治療は早ければ早いほど、胃がんの予防効果が高いことが証明されており、また子どもの陽性が分かったことで、保

護者など家族も検査をして除菌治療を受けた方もいるという話もお聞きしており、身近な家族の健康意識の変容にもつながるとの波及効果も表れております。

そういう意味でも、受診率をもっと上げる必要があると思いますが、今後の取組についてお伺いをいたします。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

「児童・生徒生活習慣病予防健診」受診者の97.1%がピロリ菌検査を受けていることから、「児童・生徒生活習慣病予防健診」の受診者を増やすことが、ピロリ菌検査受診者増加につながると考えております。

「児童・生徒生活習慣病予防健診」の受診率向上対策といたしまして、対象者全員への個別通知、学校を通じた夏休み前後のチラシの配布、未受診者への受診勧奨通知などを行っております。今後も関係機関等と連携して、様々な方法で受診勧奨を行ってまいります。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。ピロリ菌研究の第一人者の浅香正博医師は、ピロリ菌の有無を検査し、適切に除菌すれば胃がんになるリスクを激減することができると言われております。この検査を別府市で導入した目的を再度確認していただき、着実に受診率がアップしていくような取組を期待をしております。

なお、質問の冒頭でピロリ菌と胃がんの関係について少し述べさせていただきましたが、ピロリ菌に感染したら必ず胃がんを発症するわけではないということ、そしてまたピロリ菌除菌後も、胃がんのリスクは残るため、定期的な内視鏡検査が必要であるということも補足をさせていただきます、次の質問に移ります。

続きまして、アピアランスケアについてお伺いをいたします。

「第4期がん対策推進基本計画」における目標の一つである、がんとの共生において、アピアランスケアの文言が追加をされ、独立した項目として取り上げられるなど、近年、アピアランスケアに対する注目が高まっております。

このアピアランスケアとはどういうものか、またその重要性についてお伺いをいたします。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

アピアランスケアは、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて外見の変化を補完し、外見の変化によるがん患者の苦痛を軽減するケアのことを言います。令和元年時点、がん患者の4人に1人は20歳から64歳までの間にがん罹患しています。また、がん医療の進歩によって、治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加する中で、治療に伴う外見変化への支援が重要となっています。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。見た目の変化は切実な悩みであり、がんとの共存が当たり前になった現在、外見の変化に対するケアは必要不可欠であります。

そこで、このアピアランスケアに対して、現在、別府市としてはどのような取組が行われているか、お伺いをいたします。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

別府市では、治療に伴う外見変化への支援は行っておりませんが、大分県において、「大分県がん患者社会参加応援事業」により、がん患者の治療と就労、社会参加などの両立を支援し、よりよい療養生活になるよう、ウィッグや乳房補正具などの購入費用の一部助成を行っておりますので、相談があった際は御紹介しています。申請数は、令和3年度353件、令和4年度311件、令和5年度326件で、おおむね全体の1割が別府市民の申請となっております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。今、課長からの御答弁ありましたように、別府市民の方も1割程度いらっしゃると思いますが、これまでに利用したことがない方が、この「大分県がん患者社会参加応援事業」を利用して、医療用ウィッグや胸部補整具を購

入する場合、どのように申請すればよいかお伺いをいたします。

- 健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

申請は、対象となる補正具を購入後、県担当課に申請書や、がんの治療に関する説明書などの必要書類を整え、郵送での申請となります。購入した日の属する年度の3月末までが申請期限となります。

- 6番（重松康宏） ありがとうございます。この事業は県の事業ということで、市役所では手続はできないとのことですが、窓口で相談に来られた方に対しては、御案内や申請の方法などについて分かりやすく丁寧に対応していただくよう、よろしくお伺いをいたします。

医療用ウィッグや胸部補整具などへの助成という、いわゆる整容的支援についての取組は分かりましたが、外見の変化による心理的負担もかなり大きく、自尊心の低下や、また社会参加の減少、就労困難などにつながることもあり、心理的・社会的支援も非常に重要になってまいります。この心理的・社会的支援についてはどのような取組を行っているか、お伺いをいたします。

- 健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

がん診療拠点病院に設置されていますがん相談支援センターが相談窓口となります。不安や生きがい、治療と仕事の両立に関することなど、がんに関することなら、どのようなことでも予約なく無料で相談が可能です。また、患者さんだけでなく、御家族や友人からの相談も可能です。

このがん相談センターの紹介や、公認心理師などが相談に応じる心の相談会を紹介し、心理・社会面の支援を行っています。

- 6番（重松康宏） ありがとうございます。ただいま、がん診療連携拠点病院に設置されているがん相談支援センターが相談窓口ということではありますが、お伺いしたところによりますと、県下9か所に設置をされており、そのうち2か所は別府医療センターと鶴見病院、この別府市に設置をされているとのことでございます。

厚生労働省が令和5年度に行ったアンケートでは、がん治療による外見の変化に関する悩みを相談できたかとの質問に対して、相談できたと答えた人は25.8%にとどまっております。適切な相談支援や情報提供は、がん患者の方やその家族の方にとっては、本当に必要なことであります。私自身も父親・母親とともにがん患者、また1人は母親、がんサバイバーでありますけれども、本当にそのときにこういったがん相談支援センターの方には、本当にもういろんな相談に乗っていただいて、本当にありがたかったという気持ちが大変、今も感謝の気持ちがございます。やはり、こういったがん患者当事者、またがん患者の家族の方にとっては、こういった心理的なそういった負担を軽減されるような、こういった情報提供、また相談支援というものが非常に大切になってまいりますので、当然医療機関が主体となりますけれども、行政のほうもしっかりと医療機関と連携を取っていただきながら、その支援体制の充実をよろしくお伺いをいたします。

そういうことも含めまして、最後に別府市の今後の取組について教えてください。

- 健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

重ねてにはなりますが、がん患者がアピアランスケアについて相談できるよう、がん相談支援センターの利用普及に向けてさらなる情報提供や、がんサロンなど、必要な相談先を紹介するなど、がん患者がいろいろな事業を利用しながら社会生活を送り、治療を継続できるよう支援を行ってまいります。

- 6番（重松康宏） ありがとうございます。医療の進歩により、治療を受けながら日常生活を送るがん患者の方が増える中、近年、アピアランスケアの必要性はますます高まっております。その人らしく生きるを支えるアピアランスケアへの支援を行政の側からもよろ

しくお願いをいたしまして、次の項目に移らせていただきます。

続きまして、がん教育についてお伺いいたします。

生涯のうち、国民の2人に1人がかかると言われているがんは重要な課題であり、健康に関する国民の基礎的教養として身につけておくべきものとなりつつあります。また、がん対策基本法の下、政府が策定したがん対策推進基本計画において、がん教育について、子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識と、がん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指すとしており、学習指導要領の改正により、小学校では令和2年度から全面実施となり、また中学校では令和3年度から必修となっております。がんをむやみに怖がったり、また、誤解や偏見をなくすためにも、がん教育は大切であると思います。

そこで、市内の小中学校におけるがん教育の実施状況についてお伺いをいたします。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

学校では小学5年生、中学2年生の保健体育の授業において、がん教育に取り組んでおります。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。がん教育を行う際には、例えば、児童生徒、本人や家族など、身近な人ががん治療中、またはがんを患った経験がある人がいないか、また家族をがんで亡くした経験のある児童生徒はいないかなど、配慮すべき点があります。また、発達段階を踏まえて、専門用語を多用せず、誰でも分かりやすい説明も行う必要があります。

そのため、教職員を対象に、効果的な指導方法の習得などを目的とした研修を行う必要があると考えますが、御見解をお伺いいたします。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

学校では、がん教育も含めた健康教育や、教科指導等の研修を行い、教員の指導力向上に取り組んでおります。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。しっかりと今取り組んでいただいているということですが、先ほど申し上げた、配慮すべき点にしっかりと留意していただいた上で研修をぜひともお願いをいたします。

また、保健体育の授業で現在がん教育が行われているとのことですが、保険は体育とセットにされ、授業時間が確保されにくい実情がある。しっかり学校現場でがんを教えるようにするべきとの指摘も専門家の方からありますので、このことについても併せてよろしくをお願いをいたします。

また、文部科学省では、専門知識を持った医療従事者や、またがん闘病経験者の方等の外部講師の積極的な活用が重要としておりますが、このことに対する取組は現在どのようになっているか、お伺いいたします。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

市内の公立小中学校で、外部講師を活用したがん教育に取り組んでいる学校は現在ございません。今後、各学校での指導がより効果的なものとなりますよう、校長所長会議等で外部講師の活用を促してまいりたいと考えます。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。令和4年度における調査結果によりますと、外部講師を活用した授業を実施した学校の割合は、小中高において11.4%と、全国的にもなかなか進んでいないのが現状であります。しかし、外部講師によるがんの授業を通じて、授業前は死、また怖いというイメージをがんに対して持っていたものの、授業後は治るかもしれないに変わり、また身近な人ががんになったら支える・励ます・いつもどおりに接するなどの意識の変化があったとの報告がされており、また、がん教育に積極的に取り組んだ自治体では、子どもが家庭でがんについて話すことで、家族や周囲の人たちに意

識の変化が起こり、成人のがん検診受診率が急増したケースもあったとのことであります。

学校現場では、この外部講師を確保するのに大変な苦勞をされていると思うのですが、例えば、別府市役所には22人の保健師さんがいらっしゃいます。先ほどのアピアランスケ質問で答弁をされた課長さんも保健師で、保健師さんであり、また、中学生のピロリ菌検査受診率向上に力を尽くしていただいている職員の中にも、保健師さんはいらっしゃいます。ただいま外部講師の活用については、校長会等での、そのことを促していただけたとのことで、大変にありがとうございます。

それと併せて、今申し上げたように、保健師さんは、自他の健康と命の大切さを学ぶ大切ながん教育の講師として大変ふさわしい方ではないかと個人的に思いますので、ぜひ一度外部講師さんの活用ということで、保健師さんの活用もぜひ御検討いただければと思いますので、よろしく願いをいたしまして、このがん対策に対する質問を終わらせていただきます。

続きまして、救急車の適正利用について質問をさせていただきますが、初めに24時間、昼夜を問わず、私たちの安心・安全な暮らしを常に守っていただいております消防署員の方に心より感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。皆さんの存在のおかげで、どれほど私たちの安心感につながっているかはわかり知れません。これから暑さが増します厳しくなっておりますので、健康管理には大変十分注意していただき、頑張ってください。よろしく願いを申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

近年、全国的に救急車の出動件数が増加の一途をたどっており、各地で過去最多を更新したとの報道が相次いでおります。別府市消防本部では、緊急出動の増加や搬送困難事案に対応するため、救急車1台の購入と救急隊1隊の増隊に向けて現在取り組んでいるとのことですが、まず初めに直近3年の救急件数について教えてください。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

直近3年の救急件数については、令和3年6,483件、令和4年7,714件、令和5年8,357件となっております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。別府市においても、昨年令和5年の救急車の出動件数が過去最多の8,357件、1日平均23件、これを4台の救急車で毎日運用しているという大変な状況であります。私も車で市内を走っていると、ほとんど毎回、多いときには1日に複数回救急車と出会います。近年、この増加の要因についてはどのように分析をしているか、お伺いをいたします。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

令和3年以降、毎年救急件数は増加しており、令和4年は発熱、呼吸器疾患と、新型コロナの影響で急病が多く、令和5年についてはコロナ明けの影響もあり、社会活動が活発になった影響か、急病・一般負傷等を問わず、全ての種別において、約1割程度増加している状況です。

これは、全国の消防本部でも同様の状況であり、新型コロナ後病気への不安感が高まった要因や、2025年問題である高齢化社会にあるように、別府市も高齢者人口が横ばいになっており、独り暮らし世帯など医療機関へ自身で行くことができないなどの要因もあるのではないかと考えております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。ただいま救急件数の増加には様々な要因があることは説明していただき、ありがとうございました。分かりました。救急搬送者の中には軽症者も含まれていると思いますが、その割合はどのくらいかお伺いいたします。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

令和5年を見ますと、入院加療を要しない軽症傷病者は3,202件と、全体の44.8%となっ

ております。

- 6番（重松康宏）ありがとうございます。半数近くが入院加療を必要としない軽症者とのことでありますが、救急車の不適切な利用が全国的に問題となっております。例えばアレルギーやぜんそくの発作を引き起こし、救急車を呼んで素早く治療したおかげで、入院せずに済んだというような緊急度の高い場合にはこれには当たらないと思いますが、明らかに救急車を呼ぶ必要のない不適切な利用というものもあると思います。どのような事例があるか、お伺いをいたします。

- 消防本部警防課長（後藤英明）お答えします。

令和5年を見ますと、軽症傷病者のうち、不搬送となった件数は1,245件あり、主な内容としては、救急隊が到着前後に体調回復などにより辞退した件数が894件、誤報・いたずらなどが23件あります。

不適切な利用を見ますと186件あり、発熱、倦怠感など症状があるが、自力で移動することができる者や、ベッドから立たせてほしいなどといった介護目的なもの、不安感から救急要請したものなどがありました。

- 6番（重松康宏）ありがとうございます。別府市でもこうした不適切な利用が実際にあるということですが、今すぐに救急車で病院に行く必要のある人たちに、私たち一人一人が救急車の適切な利用について考えていかなければならないと思います。

そこで、改めて救急車の適正利用とはどのようなものか、また消防本部としてどのような取組を行っているか、お伺いいたします。

- 消防本部警防課長（後藤英明）お答えします。

救急車適正利用は、緊急でないときに救急車を要請すると、本当に救急車を必要とする事故や急病が発生した際、遠くの消防署から救急車が出動することとなり、現場到着までに時間を要するため、救える命が救えなくなることが考えられます。

そのため、緊急性がなく、自分で病院に行ける場合は、救急車以外の自家用車、交通機関等を利用していただくことや、体調が悪くなった場合には、我慢せずに119番通報をしていただき、救急車を要請することも救急車の適正利用と考えています。

消防本部では毎年、救急医療週間での街頭啓発や救急講習、ホームページやSNSを使用し、啓発活動を行っております。

- 6番（重松康宏）ありがとうございます。2月に地域の50人ほどの集まりの場に課長と職員の方に出前講座として来ていただき、救急に関する講話をしていただきました。講座は大変好評で、参加された方々からは、救急の現状を初めて知った、これからは、救急車の適正利用については心がけていかないといけないと感じたし、このことは多くの人に知ってもらいたいといった御意見をたくさんいただきました。

三重県松阪市では、今月1日から、市内3つの基幹病院に救急搬送された患者のうち、病院が緊急・重症でないと判断した場合には7,700円の支払いを求めることになったそうです。この7,700円については、国が定める選定療養費、この選定療養費というのは、200床以上ある大きな病院を他の医療機関からの紹介状を持たずに受診する際に徴収されるもので、この3つの病院は、これまで救急搬送の場合は対象外としていたのを、今回厳格化して徴収するようになったとのこと。このことについては、松阪市民の中でも賛否両論あるようですが、それだけ現状の緊急体制、また医療体制が逼迫していることの意味だと思いますし、私たちも、他人事ではなく自分事として真剣に考えていかなければならない問題だと強く感じております。

このように言いますと、何となく救急車を呼ぶことがためられるような雰囲気になってまいりますが、これまで長々と私が述べてきたことは、あくまでも不適切な利用に対して適切な利用を促すという意味で申し上げたことであり、先ほど課長も体調が悪くなった

場合には、我慢せずに 119 番通報していただき、救急車を要請することも救急車の適正利用と考えていますと言われていたように、本当に必要だと判断した場合には、ためらわずに救急車を呼んでください。それもまた救急車の適正利用であります。

それから、先ほどの別府市が行っている取組に関連いたしますが、休日や夜間に体調が悪くなったときに、消防本部に電話をするということ、身近な人たちからよく聞くのですが、それは何かの相談窓口なのでしょうか、お伺いいたします。

○消防本部警防課長（後藤英明） お答えします。

消防本部では、毎当直市内救急告示病院 7 か所に、救急搬送のために休日夜間診療科目を確認しております。消防本部の代表電話に問合せがあった場合には、主な症状を聞き、医療機関の夜間診療科目等をお伝えしていますが、医療機関が処置中や対応できない場合もあるため、御自身で一度医療機関に連絡した上で受診することをお伝えしております。

○6 番（重松康宏） ありがとうございます。あくまでも救急診療科目をお伝えするだけで、医療機関には御自身で連絡を取っていただくとのことで理解いたしましたし、また相談窓口ではないことも分かりましたが、逆に何かあったときのための相談窓口というものが必要であると考えます。

そこで、そのための相談窓口や救急車の適切でない利用への新たな対策として、救急安心センター事業（# 7119）が全国的に普及しつつあるとのことですが、この事業はどのようなもので、またどのようなメリットがあるかお伺いをいたします。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

救急安心センター事業（# 7119）とは、市民が急な病気やけがをしたときに、「救急車を呼んだほうがいいのか」「今すぐ病院に行ったほうがいいのか」などで迷った際の相談窓口として、医師、看護師などの専門家から電話でアドバイスを受けることができる仕組みです。この仕組みにより、市民の方が急な病気やけがなどの際に相談できる窓口が明確となり、安心・安全が提供できるとともに、救急車の適切な利用や医療機関の時間外受診の減少など、救急医療の適正受診に効果が期待できるなどのメリットがあります。

○6 番（重松康宏） ありがとうございます。今の説明をお伺いしますと、かなりのメリットがあるように思います。この # 7119 については、大分市が今年の 10 月からこの事業を始めることになっております。同じように、別府市での導入の考えをお伺いいたします。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

7119 事業については、救急医療体制に効果が期待できる事業の一つと考えていますが、現在の制度上、県下で統一して行う必要があることから、大分県を中心に県内各市町村と協議を行っているところです。

また、# 7119 事業以外にも、医療機関への適切な受診方法として、やむを得ない場合を除き時間外受診を控えることや、第 2 次救急医療についての周知方法などの協議を東部保健所及び管内の市町で行い、救急車の適正利用も含む救急医療の体制づくりを進めていきたいと考えています。

○6 番（重松康宏） ありがとうございます。別府市単独での事業化は難しいとのことですが、救急車の適正利用、また医療機関の受診適正化につながるこの事業は、必要だと思います。

大分市の導入について、佐藤県知事は「意義のある取組だと考えているので、県としても導入についてしっかり検討していきたい」と、先日記者会見で言われておりますので、県に対して、積極的に現場の声を伝えていただくと、今後のお願いといたしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

続きまして、スズメバチの巣の駆除についてお伺いをいたします。

近年、人間の生活圏にスズメバチなどの攻撃性の強い蜂が生息するようになり、山間地だけではなく、市街地・住宅地でも蜂による被害が増加をしております。昨年の 9 月、九

重町で行われる予定の九州選抜高校駅伝大会のコースを練習で走っていた男子高校生 22 人がスズメバチに刺され、選手の安全を考慮して大会が中止になったことは記憶に新しいと思います。スズメバチによる被害は、巣が急速に成長する 7 月から 10 月に集中し、この時期が一番危険で注意が必要です。今年も猛暑が予想されていますが、猛暑の年は、個体数も増加し、よりその危険性は高まります。

そこで、まずお伺いをいたします。市民の方から、スズメバチなどの駆除に対する問合せはどのくらいありますでしょうか。またその内容はどのようなものがありますか、教えてください。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

スズメバチなどの蜂の駆除に対するお電話でのお問合せ件数は、統計は取っておりませんが、過去にカウントした際には年に 30 件程度ございました。また、その内容といたしましては、蜂の駆除は市が行っているのか、蜂の駆除費用に対する補助はあるのか、あるいは近くに蜂が飛び回って危険であるので対処してほしいなどのお声をいただいているところがございます。

○6 番（重松康宏） ありがとうございます。

では、そういった問合せ、御相談があった場合は、市としてはどのような対応をしているか、お伺いをいたします。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

御自宅内に蜂の巣ができ、それを駆除する場合には自己負担となりますが、市内の民間の駆除業者さんを御紹介しております。

○6 番（重松康宏） ただいまの答弁では、市では、専門業者の情報提供にとどまるということでしたが、その幾つかの業者の方にお話をお伺いしたところ、多いところでは、年間 150 件ほどの相談があるとのこと。また費用は、数の大きさや場所によって差がありますが、1 万円から五、六万円くらい、そして、別府は地熱の関係で蜂の活動期間が特に長いとも言われておりました。

スズメバチは、いつ、どこに巣を作るか分かりません。屋根裏、床下、庭木、植え込みの中など、人目につきにくく分かりにくい場所に作ることもあり、巣を作られた方は、ある意味被害者であるとも言えます。その被害者と言える方が個人で負担をして撤去しなければならないというのは理不尽に思いますし、また費用の負担が厳しく、巣の撤去が遅れることにより、周辺の住民が危険にさらされることも考えられます。

そこで、市民の方の安心・安全の確保のために、スズメバチの巣の駆除のための補助制度をつくるべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

スズメバチに対する駆除費用の助成につきましては、他都市の取組動向も踏まえた上で、今後検討に入りたいと考えております。

○6 番（重松康宏） ありがとうございます。お隣の大分市、また日出町では、実際に補助制度があるということですので、そういった、ぜひ他市の動向を調査研究していただきまして、前向きな積極的な御検討をよろしく願いをいたします。

また、ホームページや市報などでスズメバチの危険性、また刺されたときの応急措置、また対応等の仕方についても、さらなる情報発信も行っていいただきまして、市民の安心・安全の確保に尽くしていただけるようよろしく願い申し上げます、この項を終わらせていただきます。

最後の質問、MC I 対策について行っていきます。

先日、政府が認知症患者数の将来推計を発表しました。それによりますと、認知症の高齢者の方は、2040 年には 584 万人に上ると推計をしておりますが、前回 2015 年の調査では、

同じく 2040 年には 802 万人と推計しており、前回の発表より今回は大幅に減少、約 200 万人減少しております。これは、認知症の発症リスクとの関連が指摘される喫煙率の減少や食生活の改善、また生活習慣病の予防意識の高まりなどが考えられるとしております。

また、併せて今回初めて MC I の推計も公表され、2040 年には認知症高齢者の方とほぼ同数の 612 万人と推計されました。今回初めて公表された MC I とはどのようなものか、御説明願います。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

MC I とは、軽度の認知障害のこととして、認知症そのものではなく、しかし健常な状態でもない、ちょうど中間のような状態を指すものと認識しております。

○6 番（重松康宏） ありがとうございます。今御答弁ありましたように、MC I というのは認知症ではなくその前段階であり、日常生活にはほとんど支障がなく、無症状または僅かな症状であることが多いと言われております。そして、この MC I の段階で何もしないと、年 10% の割合で認知症に移行し、逆に適切な対策を行うことで、10% から 40% の割合で元の健康の状態に戻すことができるとされており、極めて大切な時期であると言えます。

認知症発症後の治療も大切ではありますが、それとともに、発症前の MC I の段階での予防も大切だと考えますが、どのような認識をお持ちか、お伺いをいたします。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

高齢者の方々が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう、MC I の対策につきましては、介護予防、認知症予防とともに、とても大切であると考えております。

○6 番（重松康宏） ありがとうございます。MC I の段階での治療、また対策は大変大事であるとの答弁をいただきましたが、その MC I の段階での予防や治療ができれば発症を遅らせる、または回復されることも可能であるということは、MC I の兆候にいち早く気づくことが重要であります。

しかし、MC I は無症状か僅かな症状のため、自覚症状が乏しく、健康意識の高い人を除けば、病院で診察を受ける人は少ないと思われまますので、何らかの方法で MC I の早期発見につながる取組が必要となってくると思いますが、どのような取組を現在行っているか、お伺いいたします。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

MC I に特化して対応しているわけではございませんけれども、本課におきましては、早期発見・早期対応の構築として、「認知症地域支援推進員の配置」、「認知症初期集中支援チーム」の配置や、別府市地域包括支援センターでの支援や受診へのつなぎ、オレンジカフェでの交流、また健康所管課におきましては、ゆったりストレッチ教室ですとか、ノルディックウォーキング、週 1 元気アップ体操、いきいき健幸サポーター、元気はつらつ塾、運動プログラム専門医等による健康講話などを通して、認知症予防に取り組んでおります。

○6 番（重松康宏） ありがとうございます。大変多くの取組を行っていることはよく分かりました。この MC I については、まだまだ知らない人のほうが多いと思っておりますので、多くの人によく知ってもらうために、幅広く周知をしていく必要があります。

この周知についてはどのように行ってきたか、また今後どのように行っていくか、お伺いいたします。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

これまでは高齢者の方に MC I という言葉はあまり使わず、認知症予防としての取組としまして、認知症の講演会においてや、別府市が配布しております「別府市認知症地域資源ガイド」におきまして、食生活に気をつけること、口腔ケア、また脳が生き生きとする生活の心がけといった広報を行っているところでございます。また、9 月のアルツハイマー

デーの時期に合わせて、広く認知症について広報を行っている現状でございます。

議員御発言のMC Iにつきましては、認知症の医療分析結果等も踏まえまして、福祉、健康所管課におきまして、どうすれば広く認識され、早期病院受診へとつなげることにつきましては、対策や広報の研究を図ってまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏）ありがとうございます。認知症予防の観点から、今後ますますMC Iに関しては研究が進んでくると思います。先進的な取組を既に行っている自治体もありますので、そういったところも参考にしながら、様々な取組を今後も進めていただきますようお願いをいたしまして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○10番（阿部真一）10番、自民新政会の阿部真一です。どうぞ午後2番目の質問になりますが、よろしく願いいたします。

それでは、早速竹産業のイノベーションということで質問に入らせていただきたいと思います。

私、この質問を取り上げた経緯として、今年度、市民の皆様のこの議場でも、市制100周年ということで大変区切りの大きな節目の年でございます。その中で、やはり別府市が伝統文化を育んできたこの竹細工、竹の文化について、少しどのような形で市が行政として事業に取り組んでいるのか、その観点に基づいて質問をさせていただきたい、そのように考えております。

別府市の竹細工は、もう大和時代の頃、景行天皇が、九州の熊襲征伐に当たりお供をしていた奥さんの竹籠を使って、生活をこの九州の地でして育んできた、そういった歴史と、江戸時代になり、この別府の湯、温泉を用いた湯治文化の一つである竹細工の伝統文化として育んできた長い歴史背景がございます。その中で、やはり明治時代に入って、竹工芸の近代化、そういう観点でも、別府・浜脇両町の訓練校が現在の大分県大分工業の前身がありますが、設立されました。そして、昭和13年には大分県工業試験場別府工芸指導所が開設されており、大変長い歴史を持った伝統文化である。それは私自身もそうですが、別府市民の皆さんも忘れてはならない、今この100周年に当たり、忘れてはならない一つの伝統文化だということで認識しております。

その観点から、別府の竹産業の現状について、現在竹製品を製造している事業者数、そして生産額は実際どのようなものになっているのか、御答弁いただけますか。

（議長交代、議長加藤信康、議長席に着く）

○産業政策課長（市原祐一）お答えいたします。

別府竹製品協同組合によると、令和2年度の製造事業者数は130社、生産額は約4億8,000万円、令和3年度の製造事業者数は135社、生産額は約5億3,000万円、令和4年度の製造事業者数は141社、生産額は約5億5,000万円となっております。

竹製品はしっかり編み込まれているため大変丈夫で弾力性があり、軽くて持ち運びも楽なことから、日常生活で使う籠やざるなどが制作されてきました。また、最近ではファッションナブルなアイテムへと変化し、アクセサリやかばんなどの新たな製品が誕生しており、国内外から注目をされております。

○10番（阿部真一）今、竹の製品についての御答弁もございました。「伝統工芸士」になるに当たり、12年間の技術養成が要するというので、大変長い間の訓練、そして職務を経て、この経済産業省が認定する竹工芸士になれる方が、多くこの別府の地を土台にしてこの竹産業の伝統を育んで、つないできている実態でございます。生産数、そして生産高のほうも御答弁ございましたが、年間総じて横ばいの推移をしております。

それでは、竹産業が今後発展していく上で必要であるのは、やはり先ほど答弁ございました職人、そういった優秀な人材が欠かせないと思いますが、この竹工芸家の方は年々増

加しているというふうにお聞きしておりますが、現状どのように推移しておりますか、御答弁ください。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

竹工芸家の人数は、組合に加盟していない方もいますので正確な人数は把握しておりませんが、組合員ベースでは、令和3年52名、令和4年56名、令和5年57名となっております。別府市には全国で唯一、竹を学ぶ竹工芸専門の訓練施設、大分県立竹工芸訓練センターがあり、毎年、県内外から12名の生徒が入学し、2年間、竹工芸を学んでおります。卒業後、毎年四、五名程度が市内で就職をしておりますので、少しずつではございますが、竹工芸家は増加をしております。

また、一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会では、経済産業大臣指定の伝統的工芸品の製造に従事されている技術者の中から、高度の技術技法を保持する方を伝統工芸士として認定しており現在、別府竹細工については、製造に12年間以上従事し、難関の試験に合格した17名が伝統工芸士の認定を受けております。

○10番（阿部真一） 伝統工芸士の方が、4月でしたかね、市長を訪問されて、3名の方が6年ぶりに経済産業省に認定をされたということで、長い歴史の中でやはり取り組んできた実績と、人材、人を宝として行政が、そこからサポートしていった結果が、今回この3名の方の認定に行き着いたということで理解して、大変喜ばしいことであると思うと同時に、やはりこういった長年積み上げてきた実績、そしてこういった方々の、日の目の当たらない歳月というのが、大変苦勞されているというふうにお聞きします。

その中で、市が、工芸士の認定を受ける前段のサポートをどのようにしていくか。これがやはり行政として、今後竹の文化を人材として、そしてまた商品として、市が、民間が日本に、世界に発信していく上では大変重要なことだと考えておりますが、その観点から、こういった方々、学校を卒業した若い工芸家のことを、この竹細工をなりわいとして生計を立てられていく、その前段でどのようなサポートができるのか、現時点で考えている内容を御答弁いただけますか。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

2年間の訓練終了後にも引き続き技術や知識の向上を目指す方たちには、竹の教室の中上級コースや竹細工伝統産業会館が実施するプロ養成講座を活用していただきます。さらに、学校を卒業した若手工芸家が市内で制作活動を行うためのスペースの確保等の支援が必要と考えておりますので、旧浜脇中学校校舎の一部を利活用する方向で検討しております。

○10番（阿部真一） 今、浜脇の校舎を利活用するという御答弁ありましたが、こういった伝統文化に根付いた職人さんに対してフォローアップというのは、経済的なお金以外のところの衣食住の衣の部分であったり、そういった訓練所、作業場の提供などがありがたいというふうにお聞きをしております。その部分で行政がやはり取り組むべきとすれば、やはりそういった訓練場所、作業場所の提供など、今、市有地のあらゆる場面で空いている場所を活用していただいて、こういった若い職人さんを、活動が長く続くような形で支援・サポートをしていただきたいというふうにご考えております。

その中で、別府市も総合戦略の中で、平成29年から別府竹細工ブランド化ということで取り組んでおります。なかなか決算等でしかなかかなか質問させていただく場面がありませんでしたので、今日、この部分で、5年間の総括ではありませんが、別府市の総合戦略で取り組んだ中身の成果を御答弁いただけますか。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

竹産業のイノベーションの創出については、担い手の確保等によるブランド力の向上を掲げております。先日、海外の専門家が主催する次世代バンブーアート賞の授賞式が竹細

工伝統産業会館で開催され、全国からの応募者の中から、県内から1名、市内から1名の竹工芸家が受賞されました。ほかにも日本国内にとどまらず、海外で販売や展示、ワークショップを開催する若手の工芸家もおり、優秀な人材が育っております。繊細でしなやかな竹細工のアクセサリや名工によるアートピースは、観光客や愛好家からも注目されており、今年度は別府竹細工の作家にスポットを当てたウェブサイトを制作し、竹工芸のまちの別府の情報発信を行う予定でございます。

- 10番（阿部真一）今、成果を御答弁いただきました。この部分、営利営業の部分の利益として、別府市に直接享受される部分ではございませんが、こういった伝統文化の職人の技、職人の商品というのは、もう何百年、何千年続いてもやはり残るものであると考えております。別府は人間国宝に認定されております生野祥雲齋の生まれ故郷でもございます。この質問を提示した折に、1人の支援者というか先輩議員から御指導いただき足を運んだ際に、やはりこの100周年の機に、この竹細工に関しての伝統文化に対しての敬意と、やはり先ほど言いました浜脇中学校をそういった場所として活用する、そしてまたこの生野祥雲齋さんの生まれ故郷である現在の別府市の内成でございます、そういった過去の偉人に対する経緯を教育の中でも、100周年のイベントの中でしっかり表していただきたいというふうに考えております。この部分に関しては、私もこの別府で50年もまだ生きておりませんが、やはり先々につながる上では大切なことだというふうに認識しております、そのつなげる媒体として行政が進めていく部分で言うと、やはり竹工芸の職人さんへの日頃からのサポートと、そういった行政の事業の進め方においての、やっぱり課題点というのは未来的に考えながら進めていっていただきたいというふうに考えております。

この竹の部分の成果として、今の若い方がいろいろな部分で竹細工を使ったワークショップなどを繰り広げております。それもやはり、過去の先人が培った部分の伝統文化の表れでないかなというふうに考えておりますので、ぜひその辺も、5年間過ぎました、今後のまた先、中期的展望で、総合戦略の中でもこの竹製品に対しての伝統、歴史、その分野にも特化したような形で政策を進めていっていただきたいというふうに考えております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

それでは次、議案質疑でもございました、介護認定の業務のデジタル化ということで質問をさせていただきます。

介護認定の業務のデジタル化でございますが、議案質疑でも2名の議員から質疑がございました。私がこれを一般質問で取り上げた理由としては、この別府市の介護認定の在り方というのは広域圏で介護認定の審査会が開かれて、利用者の方の介護の介護度が決定されます。今回、県、大分市、別府市でデジタルの運用実施をするということでございますが、先々やはり広域圏も踏まえて、別府市も構成される広域圏である日出町、杵築市にも、やはり大きな影響と、別府市がイニシアチブを握って県と一緒に2市1町でこの広域の介護の認定の在り方を考えていかなければいけない、その必要性を持って今回一般質問として取り上げていただきました。

議長にも資料として、ケーブルテレビを御覧の皆さんにも、今回の介護認定のデジタル化がどういった形になるのか分かりやすいように、委員会の質疑で提示されたものと同じ資料を提示をさせていただきますので、御了承お願いしたいと思います。

まず、要介護認定の現状について、デジタルを導入するに当たり、やはり介護認定までの日数がかかる、行政内部では30日規定というふうに呼ばれていることがございますが、実際この要介護認定の申請は、年間の件数、そしてまた月平均にするとどれくらいで進捗しているのか、まず御答弁いただけますか。

- 高齢者福祉課長（阿南 剛）お答えいたします。

別府市での要介護認定件数は、令和3年度、4年度、5年度の3か年平均で年間約6,800件、1か月当たり約560件となります。

- 10番（阿部真一） この1か月約560件というのは、別府市でということになります。この後、ケーブルテレビのほうでデータを映していただきたいと思うんですけど、議場の議員さんにはタブレットのほうに資料を出しております。この申請者から申請がある別府の数が560件ということになります。この560件の介護の認定を1か月以内に広域圏で行っているわけでございます。申請者から申請があって、今度広域圏の市町村で行うのが認定調査結果、そして主治医の意見書、この2つの資料が広域圏の認定審査会に提示され、介護の認定をされるという流れになっております。

その中で、今回デジタルを推進するに当たって、大分県や別府市と共同で、国への申請があったと思うんですけど、こういった経緯でこの大分県と大分市、別府市で共同でデジタルを取り組む方向になったのか、その経緯をお聞かせください。

- 高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

昨年末頃に大分県より御連絡がありまして、国が進める介護DXに伴い、県内でも人口も多く、また、ICTの取組が比較的進んでいる別府市と大分市におきまして、要介護認定のデジタル化を進めないかというお声がかかりまして、これまでデジタル庁や厚労省職員などからもヒアリングを受けながら協議してまいりました結果、今回の申請に至ったところでございます。

- 10番（阿部真一） 昨今、介護・福祉・医療現場を所管する行政当局の事務作業の効率化・デジタル化が民・官・事業者、あらゆる分野で進んでおります。今回、県が主導する形でデジタル化を別府市と大分市で試験的に導入するわけですが、この介護認定の流れで別府市は事業作業で言うと、どこの部分の作業に当たるのか、介護認定の流れまでも併せて御答弁いただけますか。

- 高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

先に、要介護認定の申請から決定までの流れの説明をさせていただきます。まず、介護サービスを希望する方などから要介護認定の申請が出されますと、おおむね2週間以内に本課職員である要介護認定調査員が御自宅等を訪問し、心身の状態等について調査を行い、認定調査票を作成いたします。また、同時に主治医意見書の記入と返送を医療機関にも依頼いたします。この認定調査票と主治医意見書がそろいましたら、本課にて判定を実施します。これを1次判定と申します。

この1次判定の結果と、先ほどの認定調査票、主治医意見書を用いて別杵速見地域広域市町村圏事務組合において認定審査会に諮ります。これを2次判定と申します。

この判定結果を踏まえ、最終的に高齢者福祉課において決定を行い、申請者へ新しい介護保険証、被保険者証の送付とともに結果をお知らせするというのが一連の流れでございます。この一連の流れが、先ほど議員が言いました、原則としては30日以内としております。

今回のデジタル化としまして、実証運用としましては、全てをデジタル化するのではなく、先ほど説明しましたところの認定調査票の作成をタブレット化したシステムを導入し、そして医療機関における主治医意見書も紙ベースではなく電子データにより回答を行っていただき、それに関連する一連の情報システムの改修を図る予定でございます。

そして、今回、国のモデル事業としまして、この申請を受け付けてから決定を出すまでの一連の作業について試験的に運営を行い、スムーズに作業が進むのか、認定までの日数短縮がどれくらいできるのか、また課題は何なのか等につきまして検証を行う予定でございます。

- 10番（阿部真一） 今、答弁ございました。先ほどの資料をもう一度出していただいて、

この資料の中で言う主治医の意見書、そして市で行う認定調査の分をデジタルで実施するという内容の実証運行実施だというふうに理解をしました。

その中で、やはり大分と別府市がこれを厚生労働省のほうから、ヒアリングを経て選ばれた理由というのも一つあるかと思えます。調べていくと、認定が決まった後の介護の認定の決定事項というのは、居宅のケアマネジャーさんとかには、現在、別府市では単費で地域包括のデジタルシステムを導入しています。聞き取り等で聞きましたら、やはり担当課に利用者から、そしてまた施設から、介護認定がいつ決まるのか、介護認定がどのぐらいの介護度になるのか、事業者さん、その先にいる利用者の方、御家族の方のやはり金銭的な面の準備もありますし、そういった日期的な準備があつて、高齢者福祉課のほうに業務の問合せとして事例が多かった。その中で担当課の中でこういったシステムを、しかも一般財源、別府市の持ち出し、単費でこのシステムを導入しているということで、厚生労働省のほうからも評価されている一つだと思います。

大分市のほうは、この認定調査のほうはもうタブレットで進めているということで、別府市はまだ認定調査のほうはタブレットでは進めていないという認識でございますが、今後介護認定までの30日規定を、何とかその期日、利用者のために、市民のために、介護認定の速度を上げていくということで、この主治医の意見書のデータ化を進めていき、そして介護認定の調査員のタブレットのデジタル化を進めていくということでございます。

時間の削減、業務の削減を図るために、この医療機関の診断書、認定調査員の調査書の業務、今後実証運用をしていく上で、このデジタルの取組を行っていく上で、タブレットの操作、そしてこのタブレットのシステムのトラブル等起きた場合、逆にヒューマンエラーとしてこの介護認定の提示が遅れる場合も考えられますが、その辺のリスクマネジメントはどのように考えているのか、御答弁いただけますか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

今回、基本、今回のデジタル実証につきましての業者の選定などは、主に大分県で取りまとめて実施することになります。業者選定後につきましては、システム改修や保守等におけるサポートは業者が担うこととなります。

また、本課におきましてもタブレット端末を試験的に導入する上におきまして、操作のサポート等をお願いする予定でございます。

○10番（阿部真一） 何らかのトラブルが生じた場合、業者がサポートをいただけるということで答弁がありました。その部分は安心しました。

そうしましたら、今後申請を受け付けた場合、行政内部におけるシステム化申請等において、外部でお世話をいただいております地域包括センターの民間の介護事業者等の方々においては、今回は特に特段の対応を強いられるわけではないということで理解をさせていただきました。5月の新聞報道等の発表で、県の発表でございますから、別府市の介護認定における全ての業務がデジタルになるということで、勘違いとちょっと間違いをされてる事業者さんも大変多くございまして、私自身も問合せを受けました。この中で、市民の方や介護に関係する民間施設の方も多くいらっしゃるし、こういった心配事はもう仕方ないことでございます。その中で、冒頭に要介護認定者の総数は答弁いただきましたが、この要認定申請における、初めて介護サービスを利用される方の新規受付は年間1,900件ほどというふうにお聞きしております。毎年、これだけの方が新規に介護認定の申請をする、そしてまた今後2025年以降の高齢化のスピードにおいては、なおさら拍車がかかる部分ということは容易に想像ができます。

その上で、今後更新対応に従事される方、地域包括センターの職員、民間福祉のケアマネジャーの方、医療従事者の方、介護事業者の方、多くの事業者の方が関わっていき、市民・県民が安心して介護を受けられる体制を構築しなければならないというふうに考えて

おります。今年度はモデル事業として取り組むわけですが、デジタル化に向けてこれから推進するにあたり介護に関わる人への周知、今まで携わっている方への、このデジタル化への周知も必要ではないかというふうに考えておりますが、その辺の担当課のお考えをお聞かせください。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

今回、補正として上げさせていただきました要介護認定に関する業務のデジタル化としての取組でございますけども、新聞報道等において、今回の事業で利用者、事業者は何らかのデジタル化対応が必要になると一部誤解が生じている部分もあるのではないかと考えております。今議会におきまして補正が認められましたら、今後作業を進める中におきまして、民間の介護事業者の方などが不安に感じるものがなきよう、会議や研修の場等において説明するなど、適時広報に努めてまいりたいと考えております。

○10番（阿部真一） この実証運用を行って、現在別府市は「シェアポート」という名称でシステム開発を既に行っております。これはケアマネジャーさん等が、先ほど言いましたように事業所で介護認定等の申請して、結果が出た場合に、電話を役所のほうに確認せずに、パソコンの端末上で確認できるシステムでございます。こういった、地方が先行して、やはりデジタル化を進めている部分もございます。足並みはそろっておりませんし、一つ、本来であれば、デジタル田園構想の交付金の、短期間の2年、3年の補助金ではなく、厚生労働省の管轄の補助金の枠組みで長中期的に大分県全体で始めるとか、そういった部分が必要ではないかなというふうに思いますし、今回もうくしくも導入されるわけでございますので、ぜひ今後、別府市が先んじて取り組んだこの「シェアポート」の在り方、そしてまた大分市さんが取り組んでいるタブレット端末の認定調査員のデジタル化などを総合して、介護認定の30日の規定を守っていく上で、今後別府市議会の議場で議論できませんが、広域圏の中でも、やはり大いに議論をしていっていただきたいというふうに考えておりますし、今後介護のデジタルに関して大分県と共同して今後やっていくわけですが、今後別府市として、どのような広域圏の部分も含めてデジタル化を進めていく必要があるのか、御答弁をいただけますか。

○高齢者福祉課長（阿南 剛） お答えいたします。

国が進める令和8年度からの介護情報基盤整備、国からは介護DXとお聞きしておりますが、こうした国のデジタル化の動きとともに、市町村におきましても「地域包括ケアシステムの構築」を目指し、医療と介護の連携を図っているところでございますので、個人情報の問題も解決しながら、情報の一元化を目指し、もちろんそれが目的ではなく、そうすることが支援する事業者の負担軽減とともに、市民一人一人が医療や介護の適切なサービスを速やかに受けることができるようにするため、これからもデジタル化を進めてまいりたいと考えております。

○10番（阿部真一） それで、今後検討を行う実証実験に当たって、行政内部はもちろん県、国、そして別府市、日出町、杵築市の2市1町で執り行われております広域圏でのこの介護認定の審査会の検証、そしてデジタル化の業務運用に当たって、民間で従事されている介護・看護・福祉・医療機関の方への周知、そして行政の業務の統一性とスピード感を、今後は2市1町で行っている広域圏の中でもこのデジタル化の導入を機に、広域的にデジタルを推進し、市民、県民の安心した老後が送れる介護制度であっていただけるようお願いして、次の項に移らせていただきたいと思います。

それでは、次が競輪事業についてお聞きします。

競輪が、今回質問するに当たって、今回のタイミングでしようかちょっと迷ったんですが、公営事業局にもなりましたし、この競輪の業界自体、今売上げも利益も社会貢献の観点からも大変大きいということで取り上げさせていただきました。

まず、競輪の社会還元の最大化と競輪の安定化の成長を図ることを目的として社会貢献、そしてこの競輪の収益金が市民福祉の向上に寄与しているというのがございます。この質問項目にありました競輪中期基本方針、これは競輪最高会議が示しているものでございまして、競輪最高会議というのは、JKA、そして全国競輪施工者協議会、それと日本競輪選手会の3社で構成されて、最高会議として、2021年度から2025年度の5年間における全国の競輪業界の全体の取組の方針を定めたものでございます。これが2021年の3月25日に競輪最高会議で制定されております。そしてこの2年間の取組によって、この2021年に制定された方針を掲げた目標、売上1兆円、競輪施行者収益230億円、それを前倒しして達成したことから、昨年2023年5月に、この競輪最高者会議のほうで現方針の見直しの内容を追加した中期基本方針が示されました。そのことによって、今回この中期基本方針を基に、別府市も、去年まで市のほうにありましたが、今回公営企業となったということで、競輪の業界全体を定めたこの基本方針にのっとり今まで事業展開をされてきたと思いますが、競輪の事業の目的、そして中間基本方針に示されていた現状の課題で、それと一番大切な社会還元の最大の利点、そういったこの中期基本方針に定められている内容をまず御答弁いただきたいと思っております。

○公営事業局事業課長（山本直樹） お答えいたします。

中期基本方針は、令和3年3月に競輪業界の最高意思決定機関でございます競輪最高会議において、競輪業界全体の方針として定められております。その中期基本方針の目標は、競輪の目的が社会還元の最大化であることを鑑み、売上げと施工者収入とするとされております。令和3年度から令和7年度までの5年間の方針となっております。業界全体の売上げ目標は令和7年度までに1兆円となっておりますが、令和4年度に目標を上回る約1兆1,000億円となりました。施工者収入目標は、令和7年度までに230億円となっておりますが、令和3年度に目標を上回る350億円となりました。

よりまして、売上目標1兆2,500億円、施工者収益目標を450億円に上方修正するとともに、目標達成に向けた取組が令和5年5月に追加方針として定められております。

○10番（阿部真一） 今、御答弁いただきましたこの競輪最高会議のほうで示された中期基本方針の目標数値でございます。そして、この中期基本方針を基に、別府競輪は事業を進めていったわけですが、別府競輪としてこの中期基本方針の目標達成に向けた取組、そしてまた独自の努力がございましたら、御答弁いただけますか。

○公営事業局事業課長（山本直樹） お答えいたします。

中期基本方針の目標でございます社会還元の最大化に向けて、主な別府競輪としての取組の主なものでございますが、まず一般会計への繰出しでございます。令和4年度の繰出額は6億円で、全国の競輪施行者の中で1位の金額となっております。

また、競輪事業の社会還元が市民に見える形で図られるよう、令和3年度から別府市別府競輪地域振興事業補助金を開始いたしました。スポーツの振興、教育や文化交流、市民生活の向上等を目的として取り組む事業に対して補助金を交付しております。さらに、中期基本方針の中で、ガールズの選手に対して、競技に集中できる環境整備を通じて、競技力の向上を図るとございますが、別府市としましては、男女ともに競輪選手の育成のため、練習機材でありますワットバイクの更新、バンク練習において自転車を誘導するためのバイクの更新、愛好会の練習機材保管用の倉庫の新設、能力向上のための競輪選手強化合宿の費用などの助成をしております。

このように、競輪事業の目的をよりよく実現するために、競輪事業に地方公営企業法の規定を全部適用させることで、組織の見直しを図りました。

○10番（阿部真一） 今、中期基本方針の目標の達成に向けた地方行政、地方の公営企業としての別府競輪の取組を御答弁いただきました。

このワットバイクというのは、選手が自転車の前に走ってる車のことだと思うんですけど、こういった費用も今までは選手会の個人負担であったり、そういった個人負担の部分も多いというふうに聞いておまして、またこういった収益金の中で選手育成、そして競輪の練習環境の中で選手たちに還元している部分も多うございます。

そしてまた、収益の6億円を一般財源への繰出しをしております。これ全国1位ということで答弁ありましたとおり、別府市の福祉の部分においてもスマイスセレソンのバスであったり、亀川の夏祭りのイルミネーションであったり、多くの部分でこの競輪の収益というのは別府市の市政に貢献している一つでございます。

その中で、先ほどありました競輪の中期基本方針の中で示されている部分がありまして、今後ガールズケイリン、この競輪の議論をするとき、やはり整備の費用とか、競輪の施行うに關しての費用のことが議論になるんですが、今後選手育成に關しての点で言うと、やはり別府競輪が公益企業として、独立した部分で大いに力を発揮していただいて、大分県、ひいては九州からガールズのみならず、競輪選手の輩出する大きな機動力に別府市、そして大分県がなっていたきたいというふうに考えております。

その中で、2019年からの数字でございますが、競輪選手2,325名、2020年が2,363名、2022年が2,376名ということで、およそ2,300名が競輪のプロとして登録をされております。この観点からも、別府には翔青高校、そして近隣の日出総合ということで、自転車競技の部分でございますが、子どもたちに自転車競技として環境に近い土地柄でございます。そしてやはり地元の選手を育てて、今後、競輪の選手として育成していく一つのプロセスとして、やはり大変必要なことではないかと思ひますし、事業部としても人に対する投資として、何らかの施策を打ち出していきたいというふうに考えております。

今後、選手の育成を目指す人たちに対して、人材育成の観点からどのように考えているのか、中期基本方針の中でも地域に密着した人材育成が課題として上げられておりますが、その辺はどのようにお考えであるのか、御答弁いただけますか。

○公営事業局事業課長（山本直樹） お答えいたします。

現在、競輪開催に影響のない範囲で自転車競技者にバンクを貸し出すなどの支援に取り組んでございます。日本競輪選手会大分支部と、現役選手の育成や競輪選手を目指す方々を増やす方法について協議を行っております。今後も自転車競技者の中から競輪選手を目指す人数が増えていくよう、日本競輪選手会と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

○10番（阿部真一） この競輪選手、プロを目指すわけでございますが、国家試験でございます。競輪資格検定を受けて合格する必要がございます。ほとんどの競輪プロを目指す選手は、高校のいろんなスポーツを経て競輪学校に入所して、1年間の競技実績、適性を積んだ後に、12月に先行して、能力の高い方は実施試験が行われ、基本的には翌年3月に試験が行われ、競輪学校の選手の合格者がJKAのプロ選手として認定されるという運びになっております。おおむね、この競輪選手の競輪養成学校での倍率は5倍から6倍と言われております。そして、昨今多いガールズケイリン、女子競輪においては2倍から3倍の合格率であるそうでございます。ちなみに競艇は20倍、バイクのオートレースは40倍でございます。競輪というのはやはり幼少期から積み重ねたスポーツの上でも、プロになり得る手段として、第2のステップアップの人生としても、プロとして賞金を稼いでそれをなりわいとしていく選手にとっては、門戸が広い環境のスポーツであるということとは間違いございません。

そして、この競輪というのは、日本が発祥のスポーツでございます。オリンピックで柔道と競輪が認定をされておまして、オリンピック競技にも正式になっております。この中で言うとテレビの今後のオリンピックの情報発信、全国的な選手の情報発信など、そ

ういった若い子どもたちに影響を与えるスポーツ、アスリートとしての競技としても注目をされている一つでございます。こういった公営企業になった上で一つの利点として、やはり他のスポーツからの第2の人生としてのプロ競輪選手としての道を育む、そういったのも一つ考えていただきたいと思ひますし、現に第2の人生として、サッカー選手のプロから競輪選手になる方が四、五十名いらっしゃるんですかね、全国の中で。それとスピードスケート、陸上、多くのスポーツ選手の中で競輪選手が第2のステージとして選ばれる傾向でございます。

川崎市湘南市では、そういった地元のプロチームと共同して第2のステージの在り方として、競輪のプロ育成の誘導をしている都市もでございます。そういった部分を公営企業になった上で、やはり一つ事業の利点として今後調査研究を行っていただきたいというふうに考えております。

それでは、もう一つ懸念材料として、今後競輪業界に起こり得るって言ったらちょっと今回少し暗い話にはなるかもしれませんが、全国の競輪場整備、ナイター、そして環境整備において、広島、高松、防府、向日町、あらゆる競輪の施行の都市が整備事業を行っております。別府市は先んじて平成29年にミッドナイトの整備を行い投資をし、今の現状の売上げと一般財源への繰出しがある、先見性がある取組であったというふうに評価しておりますが、今後他の施行者の都市も、別府は先ほど言われました、繰出しが全国で1位だと。他都市の議員同士の意見交換なんかで聞きますと、別府は競輪の利益がかなり出てるけど、どういうふうな取組をしているのというふうに、やはり話題に最近出るまで別府競輪の名前は上がっております。

そこで言うと、今後他都市とライバルでございますが、この6億円の一般財源に繰り出すお金が、もしかすると他都市の頑張りによっては別府市から抜かれる可能性もございませう。その中で一つ懸念されているのが、昨今ミッドナイト・モーニングの開催を強化していることによって、その開催数が別府市は他都市に比べて圧倒的に多うございませう。その中で、ネット販売を中心とした売上げが一般会計の繰出しの6億円の売上げに当たっているというふうに考えられますが、今後他都市が整備をしていくに当たり、ミッドナイトの開催の平等性、そしてモーニングの競輪の平等性を考えたときに、今までどおりの開催数でいけない場合に、やはり取組としてどのような経営方針を持っていくのか、しっかりと先見性を持った公営企業としての経営方針を定めていただきたいと思ひますが、今後の予測で構いませんので、近3年の開催日数と同時に、今後のミッドナイト・モーニングの開催が別府市競輪、別府競輪に及ぼす影響を他都市の開催状況、整備の状況を勘案した点から御答弁いただきたいと思ひます。

○公営事業局事業課長（山本直樹） お答えいたします。

まず、近3年の開催日数でございますが、令和4年度は100日、令和5年度が112日開催をしております。令和6年度、本年度につきましては104日を予定をしております。

モーニング競輪、ミッドナイト競輪を他都市がした場合の影響ということでございませうが、現時点では来年度の日程に関する詳細は決まっております。制度の変更を見極めながら、対応してまいりたいと考えております。

○10番（阿部真一） それでは、先ほど答弁ありました来年度以降の調査研究というのは進めていっていることであると思ひますが、現時点では把握が難しいということで理解をさせていただきます。

ただ、やはり他都市からすると、別府を追い越せというのはやはりあります、正直。もう九州圏内でも確実にございませうので、やはりこの施行状況でいくと、先ほど言った地域のプロ選手の育成、アマチュアを含めた観点からもそういった、やはり人がスポーツをする上で利点を最大限生かせる環境が別府市には整っております。

そういった中で、やはり人材の投資が引き続き中期・長期的にこの別府競輪が存続するための一つの材料であると私自身は考えておりますので、ぜひ公営企業の中でも検討していただきたいと思いますというふうに思います。

最後に、財源の面から、一般財源として繰入れをするわけでございますが、こちらの公営企業としての利益がそのまま各課の事業の事業収益として事業化の予算に選定するときに、財政課のほうは競輪の収益をどのように共有し、どのように予算編成しているのか、考えを御答弁ください。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

競輪事業会計からの繰入金に関しましては、競輪事業会計の収支状況を勘案して当初予算で繰入額を計上するとともに、年度中の競輪事業会計の売上見込み等による収支状況の変化を見ながら繰入金を追加するなど、収支状況を通年で補足して繰入額を決定しております。

今後とも、競輪事業会計の収支状況等について公営事業局と情報を共有しながら中期的な収入見通しを立て、財政運営を行ってまいりたいと考えております。

○10番（阿部真一） それでは、事業局になりましたが、市の執行部が国で言う経済産業省で事業局がJKAであれば、大分の選手会もございませう。そういった協働の部分で、やはり別府市の競輪の今後の将来もしっかり考えて、議会にも提示をしていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次やります。

それでは、教育委員会の熱中症についてお聞きしたいと思います。

熱中症の対策についてでございますが、まずこの質疑に入る前に、教育委員会は現在、小中学校の現場にガイドラインを制定しているのか、まずそこを答弁でお聞かせください。

○教育部長（矢野義知） お答えいたします。

現在、別府市では市独自の熱中症ガイドラインを策定しておりませんが、文部科学省のガイドラインや県からの通知を参考にいたしまして、熱中症に対する各学校への指導を行っているところであります。

○10番（阿部真一） それでは、この熱中症でございますが、先ほど小野佳子議員の質問にもございました、今年もまたさらに暑くなって、熱中症のアラートも2022年では40件、昨年が約20件ということで、今年も30日近くのアラートの発令があるのではないかなというふうに予測されております。

今、最初に答弁をお聞きしました、ガイドラインをまだ制定されていないということで、市、県にはホームページによると、学校現場ではございませうが日常生活の中で、この熱中症の注意喚起に対する周知はございませう。

それでは、教育委員会が把握している範囲で、小中学校の現場で熱中症の疑い、熱中症が発生した事例の報告があつてるのであれば現状をお伺いしたいと思います。御答弁いただけますか。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えします。

令和5年度の1年間に、暑さにより保健室を訪れた児童生徒数は、市の公立小中学校で延べ341人でした。そのうちの1人が熱中症の疑いにより病院へ搬送されましたが、点滴により回復しております。

○10番（阿部真一） それでは、熱中症予防、対応に関して教育委員会は学校と密に連絡を取り、指導体制を取っていることだというふうに認識をしておりますが、お子さんのほうで熱中症と思われる疑いがある場合、どのような体制を取っているのか、学校現場から保護者の方、学校現場から教育委員会のほうにどのような連絡体制を取っているのか、御答弁いただけますか。

○学校教育課参事（吉武功二） お答えします。

教育委員会としましては、各学校、幼稚園に対しまして、国や県からの通知に基づき、暑さ指数測定器の指数に応じて屋内外での活動を中止することや、適切にエアコンを使用すること、児童生徒への小まめな水分補給の促進、登下校中の帽子着用などの適切な対応を行うよう指導しています。このようなことから、熱中症予防に取り組んでいます。

暑さにより体調不良となっても、学校での適切な処置により回復するケースがほとんどですが、児童生徒を家に帰したほうがよいと判断した場合は、速やかに保護者へ連絡して迎えを依頼する体制を取っております。

また、学校が病院受診をしたほうがよいと判断した場合は、救急搬送するとともに、教育委員会に報告が入るようになっております。

○10番（阿部真一） それでは、最初にお聞きしました、今ガイドラインがないということですが、今答弁あったように、学校現場としては現在も連絡体制の周知は行っているということでございます。

それでは、このガイドラインをそろえることで何がよいかというと、熱中症で事案が起きたときは、やはり新聞やマスコミ等の報道で出るときは最悪の事案がほとんどでございます。ガイドラインを制定することで、最悪の事態を防ぐためのガイドラインでございますし、学校現場の教職員も親御さんも子どもも安心して学校生活が送れます。

ガイドラインの制作を早急に進めていきたいと思いますが、ぜひ教育委員会は、早急につくる意志はございますか。御答弁、最後をお願いしたいと思います。

○教育部長（矢野義知） お答えいたします。

子どもたちの安心・安全のためにも市独自の熱中症ガイドラインは必要だと考えております。ガイドラインにつきましては、できるだけ早急に教育委員会としても策定に取り組みたいというふうに考えております。

○10番（阿部真一） では、早急にガイドラインをできることをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤信康） 休憩いたします。

午後2時44分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（加藤信康） 再開いたします。

○13番（森 大輔） 森大輔です。

質問に入る前に、御覧いただいている市民の方、そして議長にお伝えします。質問通告の別府市の企業件数の推移、市税収入、健康寿命、平均寿命、そして、若者世代が暮らしやすい新たな別府の創生については、行政との聞き取りの状況から、次回の議会で改めて議論することに至りましたので、先にお伝えをさせていただきます。

私の持ち時間は1時間になります。早速、新たな別府の創生について質問をします。

昨年の12月市議会の一般質問において、別府市の総合戦略の政策目標、儲かる別府の実現に取り組んできた8年間の成果と効果について質問しました。その際、私は2つの経済的観点、1つは別府市の市内総生産、2つ目が別府市民総所得、これを基に、別府市はもうかっているのかももうかっていないのかについて、大分県内14市の状況と相対的に比べ、私たちが暮らす別府市の社会経済情勢について議論をしました。これらの数字の根拠は、大分県が算出した令和5年度市町村民経済計算を参考にしました。

そして、今回の質問は、この議論を深めながら、また新たな観点を加え、別府市の地域経済の課題、そして課題解決に向けた取組につなげていきたいと考えています。まず、別府の市内総生産の成長率から、これまでの儲かる別府の進捗状況を見ると、コロナウイルス感染症拡大前の2019年から県内14市中最低のマイナス5.3%を記録し、コロナ禍の

2020年は14市中11番目に低いマイナス5.9%を記録するなど、別府市は大変厳しい社会経済情勢に直面をしました。

また、別府の市民総所得から「儲かる別府」の進捗状況を見ると、2019年は県内14市中最低のマイナス4.6%、2020年は14市中13番目に低いマイナス7.5%を記録するなど、これもまた別府市は、市民所得の低迷に直面をしてきました。ここまでは以前の議会で確認をしました。

では次に、大分県が算出した市民1人当たりの所得の水準、これによると、別府市の市民所得1人当たりの平均は、大分県の平均と比べてどのようになっていますか。また、18市町村中の順位、これについてはどのように把握していますか。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

まず、1人当たりの市町村民所得でございますが、別府市は232万3,000円で、県内では10番目でございます。18市町村中10番目でございます。大分県平均に比較して28万1,000円低い状態となっております。

○13番（森 大輔） これまで、別府市が総合戦略で行ってきた政策目標、「儲かる別府」の実現の目的を、これまでの議会答弁で確認をすると、結論は地域経済の活性化と市民生活の充実向上を目指すと言われていています。このことから、市民所得の状況がどのようになっているかについては、重要な観点だと考えています。

しかし、今言われたように、別府市の1人当たりの市民所得が県内他市に比べ相対的に低い水準に至る状況を考えると、別府市の社会経済情勢に不安を抱く市民の方は少なくないと考えています。

そこで、このような状況に至る要因、そして要因から見える別府市の地域経済の課題、最後に課題解決に向けた取組について議論を深めていきたいと思えます。御承知のように、市内総生産から見る別府市の経済規模は、令和2年度時点で約3,500億、これは県内では大分市に続き、大分市の約2兆1,337億円に続き2番目に大きな経済規模になります。

また、昨今の国の経済情勢を見ると、原油高、円安、物価上昇、そしてコロナ後の社会経済情勢の正常化などの要因により、国の国内総生産GDPは約538兆円から600兆円に増加傾向にあります。

これを前提に考えると、別府市の市内総生産もまた、今後は増加傾向にあることが推測されます。そうなるのが当然ですが、別府市民の所得も今後は一定の増加傾向になると思われれますが、注視すべき観点は2つあると考えています。一つは、国でも議論されているように、実質の賃金が物価上昇率よりも上がらなければ、実質の市民生活の質の向上は至らないことを考えると、別府市民の所得が物価上昇率よりも高くなるのか低くなるのか。

もう一つは、別府市民の市民所得の平均が県内他市の状況と比べて相対的に高いのか低いのか、この2つの観点が重要であると考えています。今回は特に2つ目の観点について議論をしていきたいと思えますが、別府市民の所得が県内他市と比べ相対的に低くなる要因について、別府市としてどのように考えていますか。

○財政課長（河野文彦） 先ほどの令和2年度の大分の市町村民経済計算でございますが、1人当たりの市民所得は市町村民経済計算の推計方法によって計算をされました市町村民所得を、市町村の総人口で除した値とされております。同資料で示されております市町村民所得の内訳から見ますと、別府市では雇用者報酬及び企業所得が大分県平均に比べて低い状況となっていることが読み取られるものの、計算の基礎となる市町村民所得は大分県の県民経済計算から案分され計算されており、また推計値と実態とでどの程度の乖離があるのかなど、これ以上の深い原因を探ることは困難でございます。

また、1人当たりの市町村所得につきましては、県の公表資料にも記されておりますが、その計算方法から給与の平均水準を示す数値ではございません。

○13番（森 大輔） おっしゃることも一定の理解をさせていただきます。また、県の資料についても、一定の根拠の下今回の議会で議論しましょうということで、共通理解をさせていただいていると思いますので、引き続き議論を進めていきたいと思いますが、このような別府の市民所得が、大分県調べでは、他市と比べて相対的に低くなる、そのような状況に至る要因として、客観的に考えて別府市の市内総生産の約90%を占める第三次産業や第一次産業、そして、その他の産業も抱える共通の課題、これは低い労働生産性のことですが、それとまた市内でお金が循環される域内経済循環を推進する取組が不十分なことが考えられます。

そこで、別府市の労働生産性について議論をしていきたいと思います。

まず、別府の掲げている政策目標、稼ぐ力の向上についてお尋ねします。別府市が考える、稼ぐ力とは具体的に何ですか。

○財政課長（河野文彦） お答えします。

一般的に、稼ぐ力との表現を使っておりませんので、稼ぐ別府、「儲かる別府」で御説明をしますと、観光で稼いで福祉に回すようなスローガンとしておまして、幾ら稼ぐかではなく、しっかり稼いでいくことで、福祉に回していくことを示しております。

例としましては、新湯治・ウェルネスを具現化していくことによって、別府市全体が稼ぎ、事業者がもうかる、これを見て外から事業者が入ってきて、さらにもうかっていくという好循環を示したものでございます。

○13番（森 大輔） 稼ぐ力、稼ぐ別府、違いがよく分かりませんが、別府市が設立した外郭団体のB－b i z L I N K、これは別府市の政策目標を実現する一般社団法人です。その設立目的の一つが、別府の稼ぐ力の向上です。これは別府の政策目標です。

そこで大切なことは、客観的な数字に基づいて別府市の状況はどのようになっているのかを議論して、客観的な数字に基づいて今後の対応策を考えていくことだと思います。ただ、これまでの議論から推察すると、どのような数字に基づいて議論をしていくかということについて、もしかすると私と別府市との間では、考え方の違いがあるのかもしれない。

稼ぐ力とは、例えば他の自治体、国の関係機関、そして金融機関でもそうですが、具体的に労働生産性のことを示しています。労働生産性とは、就業者1人当たりが生み出す付加価値や利益の程度を表す指標です。労働生産性が高くなれば、1人当たりの利益を生み出す、稼ぐ力は強くなり、必然的に所得も上がります。そういう意味で言えば、それぞれの産業の労働生産性を上げて、市内様々な産業で働いている方々の所得を向上させることが、まさに別府の稼ぐ力の向上ではないでしょうか。

ここからは、国の地域経済分析システム、通称RE S A Sを参考に議論をしていきたいと思えます。RE S A Sは、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局及び経済産業省が、2012年から2021年までの全国の地域経済に関する様々なデータを公表しています。なので、ここを参考に議論をさせていただきたいと思いますが、別府市の全産業の労働生産性は、大分県及び全国平均と比べ、どのように推移をしていますか。また、最新の別府市の労働生産性は、大分県並び全国平均と比べ相対的にどのような状態ですか。

そしてまた、別府市の県内18市町村中の順位、それぞれどのようになっていますか。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

地域経済分析システムRE S A Sの資料によりますと、別府市の1人当たりの労働生産性は2012年、325万円、2016年、341万6,000円、2021年324万5,000円、大分県では2012年344万9,000円、2016年373万4,000円、2021年383万8,000円、全国、国では2012年501万7,000円、2016年544万9,000円、2021年609万5,000円となっております。別府市の2021年と大分県の2021年を比べた場合は、別府市のほうが低くなってお

ります。

○13番（森 大輔） 答弁はまだ、私の質問に全部答えてらっしゃらないと思いますけども、別府市の大分県下18市町村の順位はどのようになっていますか。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

18市町村中7位でございます。

○13番（森 大輔） それは2012年ですね、2021年はどうなってますか。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

2021年は、324万円の13位でございます。

○13番（森 大輔） 13位と言われたんですね。

そうということで、別府市の市内総生産を2012年から2021年まで今確認をさせていただきました。そうしますと、別府市の労働生産性は、この約10年間、325万円、324万円ですけども、ほぼ横ばいの状況になります。ちなみに、このような横ばいもしくは減少傾向にある自治体を見ると、県内では3市あります。別府市と国東と宇佐市です。

一方で、ほかの15市町村並び大分県、全国、全てそうですが、労働生産性は増加傾向にあります。そのようなところから、今の別府市の労働生産性は大分県、他市、そして全国と比べて相対的に低い状況にあるということが分かると思いますが、では別府市の労働生産性が他市に比べて相対的に低い要因について、別府市としてどのように考えていますか。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

ただいまの2012年から2021年の労働生産性ということでございますけれども、こちらにつきましては、2021年につきましてはコロナ禍ということで、別府市の産業構造からいたしますと、旅館・ホテル等を中心とした観光産業、大変なダメージを受けている時期でございまして、そういった部分で観光の産業が、かなり比重が高いといった産業の特性からして、大変労働生産性については厳しい数値となっていると考えております。

○13番（森 大輔） 今、部長が言われたのは、つまり我がまち別府は、観光産業が基幹産業であると。そして、その基幹産業を得てあるが故に、別府市の全体の労働生産性がコロナ禍等々の影響もあり低くなっているのではないのかというような御答弁をされたんだと思います。その点については、観光産業がほかの産業と比べて労働生産性が相対的に低い、この事実については一定の理解をさせていただきます。

一方で、コロナの影響については少し疑問があります。そのことについては、例えば別府市と同じような観光地、それを県内で申し上げますと、隣の由布市がございまして。客観的に考えていただきたいんですが、由布市の市内総生産、ここは約1,200億円です。そのうち宿泊・飲食・サービス産業の生産額は約34億、これは、由布市の市内総生産の約3%です。また、別府市は、市内総生産は、先ほど申し上げたように約3,500億、そのうち、宿泊・飲食・サービス産業の生産額は約144億です。これは、別府市の市内総生産の約4%です。このことから、由布市と別府市はそれぞれの市内総生産の中で、観光産業が占める割合はほぼ同じです。にもかかわらず、別府市の労働生産性はほぼ横ばい、一方で、県内有数の観光地の由布市の労働生産性は上がっています。

このような状況の一つ例に考えますと、別府市の労働生産性が上がっていないのは、必ずしもコロナの影響ではなく、別府市の問題ではないのかと、そのように考えますが、もし私が言ったことに異論があるのであれば御答弁ください。

○副市長（阿部万寿夫） お答えさせていただきます。

由布市の例を挙げられましたが、由布市の中でも湯布院町がいわゆる観光のまちであって、より旧挾間町、ここはやっぱり商業のまちでございます。

そういう意味では、短絡的に別府と由布市をそのまま比べるっていうのはちょっと違う

と思います。比較できないと思います。

○13番（森 大輔） そのように別府市は考えているということだと思います。

私のほうから、では議論を先に進めていきますが、別府市内の産業別の労働生産性の状況について質問していきたいと思います。別府市には、第一次産業、第二次産業、第三次産業があります。それぞれの産業に関わる18種類の産業が別府市の中にあるわけですが、この18種類の産業の中で、労働生産性が上がっている産業と下がっている産業があります。

そこで、2021年の別府市の労働生産性の平均324万、ここをベースに考えて、それより労働生産性が上がっている産業、下がっている産業、これについて別府市としてどのように把握していますか。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

まず、2021年はコロナの影響により、訪日外国人旅行者の喪失や国内旅行の半減等が反映された数値となりますが、2021年の別府市全体の労働生産性、324万5,000円となっており、産業別で見ますと建設業は454万1,000円、電気・ガス・水道業は1,387万9,000円、情報通信業は670万8,000円、不動産業424万1,000円、学術研究業493万9,000円、教育学習支援事業369万円、医療・福祉業395万円となっており、市全体の数値を上回っております。

製造業304万4,000円、運輸・郵便業166万6,000円、金融保険業127万6,000円、宿泊・飲食・サービス業172万2,000円、生活関連サービス・娯楽業195万8,000円となっており、これらは市全体の数値を下回っております。

○13番（森 大輔） 今おっしゃった答弁に補足をさせていただきたいと思いますが、今言われた数字については、RESASを参考に御答弁されたと思います。今言われた答弁以外に、第一次産業、農林水産業の生産性についてお答えをされていなかったと思います。このことについては、実はRESAS調べでは、県内で唯一非公表という扱いになっています。これは、恐らくですが、別府市の第一次産業を担う生産者、また生産額が大変厳しい状況にあることを示しているのではないかと推察をさせていただきます。

そのような考えに至る根拠として、例えば県の資料、また国勢調査などから算出すると、別府市の農林水産業の労働生産性、これについては2020年度ベースで約65万円ということで、県内他市に比べて圧倒的に低いことから、別府市の第一次産業が抱える様々な課題、例えば担い手の不足であったりとか、生産性や収益性などが大変深刻な状況になっているということが推察されます。

このように、別府市内の労働生産性を産業別に見ていきますと、労働生産性が高い産業と低い産業、つまり、稼げている産業と稼げない産業があって、その間に大きな隔たりが生じているのではないのかと、そのように危惧をしています。特に労働生産性が相対的に低いと指摘される宿泊・飲食・サービス産業、運輸業、製造業、そして農林水産業については、特に稼ぐ力の向上に向けた取組を今まで以上に加速をしていかなくてはいけない、そのように考えています。

そこで、宿泊・飲食・サービス産業の労働生産性が全産業の平均と比べ低くなる、その要因について別府市はどのように考えてますか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

サービス業の一般的な特徴としましては、製造業のように在庫調整等ができないことがあり、特に観光産業においては顕著で、休日や長期休暇には多くの需要が生じますが、平日の需要が少ないため、繁忙期、閑散期の差が大きいという特徴がございます。

労働生産性が低いということについては、日本の観光が本来稼げているものが稼げてないという面もあり、従来サービスとして行っていたものに対してもしっかりと高付加価値

化することで、正当な対価を受けられるような取組も必要だと考えております。実際、2021年の世界の観光収入額を見ますと、アメリカが702億ドルで1位、フランスが406億ドルで2位となっており、日本は47億ドルで29位となっております。これは日本の観光はこれまで低価格競争で、ある意味安売りをしていたということが、低い観光収入額につながっていると考えられ、裏を返しますと今後さらに伸び代がある産業であると言えると考えております。

- 13番（森 大輔） 宿泊・飲食・サービス産業については、よく指摘されることに非正規の雇用者が多いということが言われます。その理由の一つとして考えられるのが、宿泊業で言えば、忙しいときとそうでないとき、平日と休日、そこで滞在客数に差が生じて、通年を通じて、正規雇用を就労者として受け入れることが大変厳しいというようなことや、また観光消費額、それに関わる付加価値額、これ、つまりもうけのことでありますが、このもうけがほかの産業と比べると相対的に低くなるということが指摘されています。

そこで、別府市の観光消費額、そしてまた平均宿泊数、これについて、全国平均比べてどのような状況になってますか。

- 観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

まず、観光消費額についてですが、観光庁による観光入込客統計によりますと、大分県を訪れる2019年の宿泊観光客1人当たりの消費額を見ますと、日本人については全国平均が2万9,839円に対し、大分県が2万7,286円となっております。特に、外国人観光客については、全国平均が3万1,254円に対し、大分県は2万2,734円となっております。

また、宿泊日数でございますが、これも観光庁の宿泊旅行統計調査により、延べ宿泊客数と実宿泊者数より平均宿泊者数を算出しますと、全国平均は1.27泊となっておりますが、別府市は1.09泊となっております。これは平日の稼働、平日の宿泊稼働が低いということが原因の一つではないかと考えております。

しかしながら、全体で見れば別府市に限らず、国内の各観光地の宿泊日数が相対的に少ないと言えると考えております。

- 13番（森 大輔） と言われるように、別府市における1人当たりの観光消費額、そしてまた平均宿泊数についても全国の平均より低いというような状況から、この宿泊・飲食・サービス産業の労働生産性が低くなるのではないのかというような見解であろうと、そのように理解をさせていただいてます。

宿泊・飲食・サービス産業の労働生産性をほかの産業のように上げていくために、別府市はこれからウェルネスツーリズムやユニバーサルツーリズムを通じて、そういった観光消費額、また滞在日数を増やしていきましょうという提案をされているんだと思います。ただし、こういったユニバーサルツーリズムであるとかウェルネスツーリズム、これにつきましてはまだ具体的に分からないところがございますので、今後の進捗状況、どのような具体的な提案が出てくるのか、これについては注視をしていきたいと思っております。

一方で、広域観光の推進という観点から、別府市の観光消費額、または平均宿泊数を増やしていこうという取組についてはどのようになってますか。具体的に申し上げますと、由布院と別府で協力をした広域観光とか、そういった取組、何かございますか。

- 観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

広域観光の推進に通じまして、圏域内の滞在時間を増やすことは、旅行者の行動範囲の拡大や旅行ニーズの多様化への対応と、滞在時間や宿泊数の増加による地域全体の経済波及効果が高めることにつながると考えております。宿泊日数を延ばし、消費単価を上げていくためには、別府に宿泊いただいた方により付加価値の高いアクティビティを提供し、別府ならではの体験をしていただくことが必要であると考えております。

そのために、現在取り組んでおります新湯治・ウェルネス事業では、温泉効能のエピ

デンスを基に、高付加価値を、高付加価値化させた新たな旅の提案を行っていくこととし、490兆円と言われる世界のウェルネス市場に積極的に参入していこうとしているところがございます。そして、別府だけでは足りないアクティビティにつきまして、県内の各観光地、その中には当然由布市も含まれておりますが、魅力的な観光地と連携、周遊することで消費額を上げ、宿泊数を増やす必要があると考えております。

○13番（森 大輔）今の答弁から理解しにくいところではあるんですが、別府市と湯布院で何か具体的な広域観光の取組をされた事例を今言われましたか。

○観光課長（牧 宏爾）別府市、由布市とも県内を代表する観光地であり、宿泊施設等もたくさんある地域でございます。その両市がハブとなりまして、県内全域に波及効果をもたらすと、そのことで別府市にも宿泊者がさらに増えて、高付加価値な取組をしていくということでございます。

○13番（森 大輔）別府と湯布院で何か具体的な取組の事例、今言われてないと思いますが、例えば、以前議会のほうで、別府市側の由布川溪谷の入り口が、草がぼうぼうで汚くなっていることを議会でお伝えさせていただいたと思います。その後どうなってますか。

また、由布川溪谷は別府市と湯布院が有する観光スポットですが、以前は由布川溪谷開きとかそういったイベントを通して、別府市と湯布院が協力して観光誘客などを取り組んできたと思います。ほかにも観光資源たくさんあると思いますが、まだまだ生かし切れてない観光資源もあると思います。

そういった点について、別府市、今何か取組をされてますか。

○観光課長（牧 宏爾）お答えいたします。

現在は由布岳の協議会を通じまして、由布市と連携して取り組んでいると。また、これまで合同で観光船誘致等も実施してきているという経緯がございます。

○観光・産業部長（日置伸夫）お答えいたします。

由布川溪谷のお話でございますけども、当該溪谷につきましては、台風等地震の後、岩盤というか、上のほうから岩石の崩落等ございまして、今、経緯を見ているところでございますけれども、由布市側のその辺りの入り口のほうにつきましては、コンクリート等で地盤のほうを強化して、かなりの整備をしております。別府市につきましては、まだそこまでの予算をかけてするかということで、優先順位はまだついておりませんけれども、そういった安全確保の部分ができてからの由布川の観光の推進ということになるかと思っておりますので、現在のところはまだ樁の入り口については、継続して封鎖をしている状況でございます。

○13番（森 大輔）今言われた答弁は、私の記憶する限り、前々回の議会でも同じような答弁されたと思います。そのときは、コロナ禍だったので、そのような答弁で、今はコロナ禍ですので今後の様子を見させてください、ということだったと思います。ですよね。

で、今もうコロナが明けました。これからと思いますが、まだそのような対応の進展については考えてないですか。

○市長（長野恭紘）これ、私から。

私、議員が言われているのはもっと大きい由布別府連合みたいな話なんだろうと思ってはいるんですけど、そうですね。だから、由布川溪谷のいわゆる入り口、出口のところかどうかという問題は、優先順位としては今のところ低いです。低いので、それよりもやるべきことはまだしっかりあるだろうと。それぞれが独立してもっとやるべきことをやった後で、それは今いけないわけではないんで、それはしっかりやっていくべきだろうというふうに思いますが、もうちょっと大きい議論もしていく中で、由布と別府が組むことによって、それぞれがよくなるというわけではありませんから、その戦略をどういうふうにするか、宿泊客数とか、単価の上昇に結びつけるかということが大事なことで、もうちょっと大き

い議論になってくれば、後で私も多分お答えをさせていただく機会があるんでしょから、そういうことで、大きい議論の中で、小さい、小さいと言ったら悪いんですけど、そういう個々の課題については議論をさせていただきたいなというふうに思ってます。

- 13番(森 大輔) もちろん市長の答弁を、今後する必要もございますから、まだちょっとそういう慌てないでいただきたいと思うんですけども、まさに、まだ慌てないでください、ちょっとフライングぎみだと思えますけど、これから議論を深めていきますので、その前にちょっと由布川溪谷のことも気になりましたので、ちょっと言わせていただきました。

今市長が言われたような、例えば、別府湯布院温泉溪、そういった一つの構想というものを、観光事業者から提案を受けたこともございます。別府と湯布院が協力して、当たり前のことですが、もちろん観光消費額であるとか、滞在日数を増加していくための取組、これが今はあまり見えてこないの、そういった取組をされたらどうかという観光事業者からの提案がありますが、今の別府市としてどのように考えてますかということです。そのことについては、今言われた御答弁と同じことになりますか。

- 市長(長野恭紘)

相手があることなんで、ぜひ由布市の議員さんにも言っていただきたいというふうに思います。いろいろと御提案もすることもありますし、市長会等でいろいろと、これやっていきましょうと、過去にもいろいろな議論があつて、由布別府連合という話はいつでも浮かび上がっては、具体的な施策になるとなかなか実を結ばないというような状況があるわけなんですよ。

だから、我々の気持ちは我々の気持ちとしてありますけれども、ぜひ由布市側にも圧力を強めて、ぜひ言っていただければというふうに思います。我々も頑張ります。

- 13番(森 大輔) きっと、別府市と由布市の仲は、今まで以上に大変良好だと思えますので、そのように実現ができるように見守っていきたく思います。議論はこれからまだ先が長いので続きをさせていただきますが、取りあえず今までの議論は、観光産業の労働生産性をどうやって上げていくかということは今議論させていただいてます。

次に、2つ目の別府市の地域経済の課題として、別府市の産業構造及び域内経済循環の推進、これについて議論をさせていただきたいと思えます。

以前の議会で別府市が考える、「儲かる別府」について次のように説明をされました。「儲かる別府」とは、観光中心とした域内、つまり、市内でのお金の経済循環を表現したもので、観光で稼いで市全体でもうかる、市内での経済循環を創出する体制を構築すること、そのように答弁されています。つまり、儲かる別府の実現というのは、市内でお金が循環される地域経済を実現することだと理解しています。これを一般的に域内経済循環と言われます。

この域内経済循環というのは、例えば市民や企業に、市内で生産されたものとかサービスの購入を促して、お金が市外に流出することを防いで、市内産業の活性化、市民所得の向上、そして地域経済の発展につなげる構想です。簡単なぐらい、具体例を言いますと、例えば亀川の堂面棚田で生産者が作ったお米、これを買って食べる、これも一つの地産地消でありながら、一つの域内経済循環の在り方です。

そこで、別府市が目指す、市内で経済循環を創出する体制とは具体的に何ですか。

- 産業政策課長(市原祐一) お答えいたします。

別府市の地域経済循環率は現在81%となっておりますので、それを100%に近づけることがこれからの課題というふうに思っております。

- 13番(森 大輔) 課長、それは、次の質問になります。

私が今質問したのは、別府市が目指す、市内で経済循環を創出する体制とは具体的にど

ういうことですか、という質問です。部長、御答弁されたらどうですか。

○市長（長野恭紘）では、私から答えましょう。

具体的に今行っているのは、先ほど課長が言ったように域内循環、つまり自分のところで採れたものを自分のところで使うと。それはいいんですけど、100%自分の中で、今課長が言ったように、域内で100に近づけていくと、今課長の答弁のとおり。RESASの循環図から見ると81%と、これが100%近辺になるのが一番いいというふうに言われてますよね。

それで、まず一番初めにやるべきことは何かということで、食×観光、まず具体的にやったのがこの食×観光。このプラットフォームづくりをまずやっています。言うは易し行いは難しですね。まず、農業者の皆さん方というのが非常に別府の中には少ないと。少ないながらも、学校給食の中でも、まずは野菜10品目を10年かけて100%別府で使うと、別府産のものを使うということになっていきますから、まずこういうことから取り組んでいるということです。その他、後でまた、私ちょっと成り行きがどうなってるのか分かりませんが、具体的に申し上げれば、食×観光というのが今最も力を入れてやっていることということであります。

○13番（森 大輔）そういったことをこれから今議論していくという組立てを、部課長としっかり組んでたんですけども、市長がかいつまんで、食い散らかしていただいているような状況ですけども、まず先ほど言われた課長の経済循環率、これについては81%なんですよ、別府市は、81%です。これが今市長が言われたように、100%に近くなればいほどいいわけです。大分県はこれが95.7%です。つまり、別府市は約20%のお金が市外に出ているということになるわけです。

具体的に、幾ら市外に流出してますか。

○産業政策課長（市原祐一）お答えいたします。

RESASの2018年別府市地域経済循環図によれば、4,401億円の市内への分配が精算時においては3,564億円となっており、約837億円が市外に流出していることとなります。

このため、域内循環の活性化に向けた取組等により、この差を小さくすることが必要であると考えております。

○13番（森 大輔）約900億円のお金が別府市内から市外へ流出してますということだと思います。その要因の一つとして、やっぱり気になるのは、先ほど市長もライジングギミで答弁されましたけれども、農林水産業からのこういった生産物を、例えば宿泊・飲食・サービス産業からのやっぱり需要が多いと思われる、そういった生産物を市内から購入されるんじゃないなくて、市外から調達する事例が多くて、その分お金が市外に流出されている状況があるのではないのかということなんです。

別府市の第一次産業の農林水産業の生産額、これは年々減少傾向にあると思いますが、平成27から令和2年までの生産額の推移はどのように把握されてますか。また、県内18市町村中、別府市の生産額は何番目ですか。

○農林水産課長（塩出政弘）お答えいたします。

大分県の市町村民経済計算調べによりますと、別府市の第一次産業の生産額は、平成23年度は9億円、令和2年度は6億8,000万円となっており、9年間で2億2,000万円減少しております。

また、県内の順位は、令和2年度時点では18市町村中17位となっております。

○13番（森 大輔）先ほど質問を通して私申し上げたように、市内の産業の中で労働生産性が上がっている産業と下がっている産業がありますと、そういうふうに申し上げました。別府市はこれまで観光振興を通じて、別府の強みである観光産業を中心に盛り上げること

で、様々な産業に経済波及効果を生むことを目的に、政策や事業に取り組んできたと思います。その成果として、例えば新たな観光宿泊施設の建設などによる建設需要の増加とか、そういった一定の効果も出ています。しかし一方で、労働生産性が相対的に低いと指摘されているこの農林水産業や製造業、運輸業などの状況を考えると、これまで行ってきた、別府市の観光振興の経済波及効果が行き届いていない産業があるのではないのかと疑問を抱いています。

今回は観光産業と、第一次産業である農林水産業に焦点を当てた質問をしています、こういった観光産業とほかの産業との経済循環、また連携が不十分なところがあるのが、今の別府市の産業構造の課題点であり、労働生産性が低くなる原因ではないでしょうか。別府市としてどのように考えますか。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えいたします。

別府市の農林水産業につきましては、市民や観光客の皆さんに、別府市で採れた新鮮な産物を味わっていただくとともに、従事者の所得向上につながるよう、観光産業との連携を強固にし、域内経済循環を促進することは非常に重要なことだと認識しております。特に農業振興につきましては、安定した市場出荷を目指す稲作農家や連携団体に対する支援など、多様な販路開拓に意欲的な取組を行う農業者への支援策を実施してきたところでございます。

また、農業者独自で販売販路を開拓し、別府市の飲食・宿泊事業者と取引をしている例もありますが、さらに農産物の高付加価値化による収益向上に向けて、食と観光事業により取組を拡大しているところでございます。

○13番（森 大輔） 別府市でお金が循環する産業構造をこれからつくっていかうとするときに、その第一歩として、やはりまずは第一次産業である農林水産業を元気にするための取組、これが一番大切なことだと、そのように考えてます。そういった意味で、生産者への支援とか育成、また新たな特産の創出、地産地消、食×観光の推進、こういったことを今具体的に事業としてされているところもあると思いますが、その進捗状況はどうなっていますか。

また、観光客や市民の方が生産者から生産品を購入できる直売所があると思いますが、この直売所について、これはJAさんが主体的に運営はされていると思いますが、別府市としてこの直売所の新たな設置とか、移転の可能性とか、もっと観光客が寄りつきやすい場所に変えていく提案とか、そういったことについてはどのように考えてますか。

○農林水産課長（塩出政弘） お答えいたします。

食×観光につきましては、農産物の域内経済循環を促進し、生産性を高めることを目的に、令和5年から農業者と宿泊・飲食事業者を結びつける仕組みの構築等に取り組んでおります。その進捗状況につきましては、宿泊・飲食事業者の交流イベントの開催や、職員による農産物のマッチングは500件を超えており、市が把握しているものだけでも、そのうちのおよそ20件が契約まで至っている状況となっております。

また、飲食店等から減農薬などに関心があるとの意見を受けたことにより、農業者と協力をして、14品目の環境に優しい農産物栽培に取り組んでおり、さらに農産物の付加価値の向上につなげたいと考えております。これらの食×観光に関する事業を推進することで、地産地消が一層促進され、新たに収益性の高い特産の創出に結びついてくれると思っております。今後は収益の見込める販路の拡大を進めていき、所得の向上による担い手の確保、さらには持続可能な食料システムの構築につなげていきたいと考えております。

直売所の件でございますが、現在市内で生産された新鮮で安心・安全な地元農産物の直売につきましては、JAべっぴん日出や生産者個人が運営する農産物直売所や量販店に併設されたインショップなどで販売を行っております。

一方で、農業従事者の高齢化などの要因により、今後直売所等へ出荷する生産者については、減少していくことが懸念されており、今後の直売所の出荷を担う新規就農者等を確保育成が地元産農産物を持続的に提供していくための課題であると認識をしております。まずは、現在の取組を行っている食×観光事業を推進することで、生産者の収益向上や販路拡大を促すことにより、農業の新たな担い手の確保育成や、農産物のブランド化につなげていきたいと考えております

- 13番（森 大輔） 私からは、市内でお金が循環できる産業構造をつくるには、まずは第一次産業から立て直す、その取組が大切であるということで、今後の進捗状況について注視をしていきたいと思っております。

最後に、別府市の域内経済循環の推進について質問します。

域内経済循環を通して市内の需要の拡大、地域経済の活性化、そして市民所得の向上につなげる取組は、決して別府市だけの問題ではなくて、全国でも同様の課題に取り組んでいる実態は多々あります。そのような自治体の先進事例の一つとして、例えば愛媛県の西条市、ここでは市内消費の拡大を目的とした独自の地域ポイント事業を行っています。この事業は、環境保全活動やボランティア活動、社会活動、そして地域活動に参加したり、また市内で買物をする事でポイントがもらえます。そして、そのポイントを市内の協力店舗において利用して買い物がすることができまして、市内消費の拡大につなげていく、そういった取組をしています。

この事業は様々な地域活動、社会活動への参加を促しながら、同時に市内の経済循環も図ることで、過疎化する地域コミュニティの活性化や持続可能なまちの発展につなげていく取組ができていると思っております。このような取組は別府市においても参考になるのではないのかなと考えますが、別府市として、市内でお金を循環させる域内経済循環を推進する取組について、具体的にどのように考えてますか。

- 観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

今、議員御指摘の地域ポイント等を観光に係りますデジタルの変革等の機器を活用いたしまして、旅行者の利便性の向上や、販売の促進、観光産業の生産性の向上、観光地経営の高度化を図るために、地域が一体となって取り組む必要があると考えております。

- 13番（森 大輔） 今申し上げた事例については、担当課長等とも意見交換をさせていただいたと思っておりますが、そういった事例も参考に考えてみたらどうかと思っておりますが、その点について別府市として何か考えありますか。

- 観光・産業部長（日置伸夫） そういった地域ポイントにつきましては、日本各地で取組がなされてたと思っておりますので、今後そういった部分については研究をしてまいりたいと考えております。

- 13番（森 大輔） 今後検討していただきたいと思っておりますが、時間も残りあと4分となりましたのでまとめていきたいと思っておりますが、人口減少になかなか歯止めがかからない中、これからどのように別府市を元気にして地域経済を発展させて、地域社会を活性化させていくのかと考えたときに、私はこれからは「儲かる別府」を改めて、持続可能なまち別府、この実現に向けて、別府市の域内経済循環を推進しながら、活力ある地域社会の形成にもつなげていかなくてはならないと、そのように考えています。さきの安部一郎議員からの質問でもありましたが、これまで頑張ってきた商店街、また多くの地場産業の皆様が苦境に直面していることを考えると、やはり地元の企業、地元の産業を守る、そういった視点が一番大切ではないのかな、そのように考えるところです。

ここまでは、新たな別府の創生というテーマについて質問させていただきました。今回議論をさせていただいたことを総括すると、大きく3つのことについて提案をしました。1つ目は、別府市の労働生産性の向上、2つ目に、観光産業を中心に、経済波及効果が生

まれる産業構造の構築、具体的には第一次産業の立て直しのことです。そして3つ目に、市内でお金が循環される域内経済循環の推進です。

私はこの3つの課題に取り組むことが、これからの新たな別府の創生につながる、そのように考えてますが、最後に、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（長野恭紘） お答えいたします。

労働生産性が決して低いという、自分たちのことをそういうふうには言いたくはありませんので、あえてそういうことは言いませんが、たださっきも答弁の中でも言わせていただいたように、今まで観光、いわゆる第三次産業の中でも特に産業別に見ると観光というのは、もうけられるけどもうけてこなかったということが上げられると思うんです。その中でコロナで、ようやく高付加価値化ということに気がついて、ようやくそこにかじを切り出したということだと思います。

新湯治・ウェルネスというのはまさに別府でしか得られない、世界一の資源があるわけですから、これをしっかり使って、高付加価値化をしていく。その段階でまずは一つのロールモデルをつくっていかねばいけないので、それが一つ私たちが今からつくっていかうという実践拠点施設ということになると思います。そこを中心として市内の事業者の皆さん方にしっかり稼いでいただいて、そこから外からの人たちも入ってきてもらって、同時にさっき言った食×観光というふうな取組をしながら、地元で採れるものに価値があると、顔の見える農業というようなことで、しっかり農業をはじめ、自分たちのものを中で回していくと。そしてどンドンどンドン中で回していけば、外から入ってくる分だけ中身が大きくなるわけですから、そういった経済循環をまさにサステナブルにしていくということが、私たちが今からやろうとしていることで、もう手を加えていますけれども、先ほど申し上げたように、やるのは非常に難しいです。ぜひ、議員からも具体的な御提案をいただきながら一緒に取り組めたらいいなというふうに思います。

○13番（森 大輔） その具体的な提案を、先ほど愛媛県の西条市の例を挙げて申し上げさせていただいたとおりです。その西条市では、地域ポイント事業というのを行って、ただただ経済活動をするだけで回すだけではなくて、地域活動であったり社会活動をするだけでもポイントを得て、そのポイントを市内の事業者、協力事業者に買物するときとかに使える。もちろんこれからのことです。その一つの具体例として、私からは提案させていただきました。なので、今度は別府市のほうから何か新しい具体例を提案していただきたいと思います。

時間の関係上、ここで私の質問を終わります。

○議長（加藤信康） 森議員に申し上げます。一般質問は通告制を取っておりますので、項目ごと取り下げる場合は、分かった段階で議長または議運の委員長に報告してから議会本会議の冒頭で言うことのないように御努力をお願いします。

あわせて、時間内での質問が可能な範囲での通告をぜひお願いいたしたいと思います。

お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時01分 散会

